

第三十一次回国会 衆議院 商工委員會議録 第十三号

昭和三十四年二月十日(火曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事加藤 謙造君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

新井 京太君 岡部 得三君

木倉和一郎君 始岡 伊平君

關谷 勝利君 細田 義安君

渡邊 本治君 板川 正吾君

今村 等君 内海 清君

大矢 省三君 勝澤 芳雄君

小林 正美君 鈴木 一君

中嶋 英夫君 永井勝次郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 大島 秀一君

通商産業事務官 小出 榮一君

(重工業局長) 今井 善衛君

通商産業事務官 福井 政男君

(鐵道局長) 岩武 昭彦君

通商産業事務官 川瀬 健治君

中小企業庁長官 岩武 昭彦君

通商産業事務官 川瀬 健治君

(中小企業庁振興部長)

委員外の出席者

大蔵事務官 堀崎 潤君

(主税局税制第一課長)

大蔵事務官 磯江 重泰君

(銀行局特別金融課長)

中小企業信用保 山本 茂君

險公庫理事 野見山 勉君

險公庫理事 野見山 勉君

險公庫理事 野見山 勉君

中小企業信用保 菅 博太郎君
險公庫理事

参考 (商工組合中央 北野 重雄君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 加藤 八郎君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

参考 (商工組合中央 越田 清七君
金庫理事)

航空機工業振興法の一部を改正する
法律案(内閣提出第八五号)

プラント類輸出促進臨時措置法案
(内閣提出第一〇一号)

○長谷川委員長 これより会議を開き
ます。

去る二月七日に当委員会に付託され
ました輸出品デザイン法案及び石油資
源開発株式会社法の一部を改正する法
律案並びに昨九日付託されました織維
工業設備臨時措置法の一部を改正する
法律案、以上三法案を一括して議題
とし、審査に入ります。

まず、通商産業政務次官より趣旨の
説明を聴取することといたします。大
島政務次官。

輸出品デザイン法案
輸出品デザイン法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 デザインの登録(第三条
―第十四条)

第三章 デザイン等の認定(第十
五条―第十九条)

第四章 認定機関(第二十条―第
三十四条)

第五章 雑則(第三十五条―第四
十二条)

第六章 罰則(第四十三条―第四
十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸出品のデザ
インの登録及び認定を行うとともに

に、あわせて輸出品に附される商
標の認定を行うことにより、これ
らの模倣を防止し、もつて輸出貿
易の健全な発達に寄与することを
目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「デザイン」と
は、物品の形状、模様若しくは色
彩若しくはこれらの結合又は物品
の有する機能に基いてこれらが変
化する場合におけるこれらの変化
の状態であつて、外観を通じて識
別することができるものをいう。

2 この法律で「特定貨物」とは、輸
出貿易上デザインの模倣を防止す
ることが特に必要であり、かつ、
輸出入取引等の秩序の確立に關す
る法律(昭和二十七年法律第二百
九十九号)の規定による適法な共
同行為をもつてしてはその目的を
達成することが困難であると認め
られる貨物であつて、政令で定め
るものをいう。

第二章 デザインの登録
(デザインの登録)

第三条 日本国内で特定貨物の製
造、加工、集荷、販売又は輸出の
事業を営む者は、通商産業省令で
定める区分に従い、通商産業大臣
が指定する者(以下「認定機関」と
いう。)に申請して、その事業に係
る特定貨物のデザインについて登
録を受けることができる。

2 認定機関は、前項の申請(以下
「登録申請」という。)に係るデザイ
ンが次の各号の一に該当するもの
であるときは、同項の登録をして
はならない。

一 登録申請前に日本国内で公然
知られたデザイン(実用新案法
(大正十年法律第九十七号)第一
条の登録を受けている実用新案
(以下「登録実用新案」という。))
若しくは同法第二十六条におい
て準用する特許法(大正十年法
律第六十九号)第七十三条第三
項に規定する権利に係る実用新
案又は意匠法(大正十年法律第
九十八号)第一条の登録を受けて
いる意匠(以下「登録意匠」とい
う。))と同一のデザイン、前項の登
録を受けているデザイン及び特
定の者が使用するものとして日
本国内の需要者の間に広く認識
されているデザインを除く。又は
はこれに類似するデザイン

二 他人の登録実用新案又は登録
意匠と同一又は類似のデザイン

三 当該デザインの使用が他人の
商標権(標章権及び団体標章権
を含む。)を侵害することとなる
デザイン

四 前項の登録を受けている他人
のデザイン又はこれに類似する
デザイン

五 次条の規定により記録されて
いるデザイン又はこれに類似す
るデザイン

六 特定の者が使用するものとし
て日本国内の需要者の間に広く

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

第一類第九号 商工委員會議録第十三号 昭和三十四年二月十日

認識されている他人のデザイン又はこれに類似するデザイン(デザイン等の記録)

第四条 認定機関は、その業務に係る特定貨物について、次に掲げるデザイン及び商標を当該特定貨物が輸出されるべき仕向国別に記録しておくものとする。

一 仕向国の法令により保護される工業所有権を侵害すべきデザイン又は商標

二 外国における特定の者が使用するものとして仕向国内の需要者の間に広く認識されているデザイン又は商標

(登録申請の競合)

第五条 同一又は類似のデザインについて異なつた日に二以上の登録申請があつたときは、最先の登録申請者のみがそのデザインについて第三条第一項の登録(以下単に「登録」といふ)を受けることができる。

2 同一又は類似のデザインについて同日に二以上の登録申請があつたときは、認定機関が行う公正な方法によるくじにより定めたる一の登録申請者のみがそのデザインについて登録を受けることができる。

3 登録申請が取り下げられ、又は登録申請について第七条第一項の決定があつたときは、その登録申請は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

(登録及び通知)

第六条 認定機関は、登録申請が次の各号に該当すると認めるとき

は、その登録申請に係るデザインについて登録をしなければならぬ。

一 登録申請者が第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を有すること。

二 登録申請に係るデザインが第三条第二項に規定する登録拒絶理由に該当しないものであること。

三 登録申請が競合するときは、登録申請に係るデザインが前条の規定により登録を受けることができるものであること。

2 登録は、登録台帳に次に掲げる事項を記載することによつて行ふ。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 登録申請の年月日及び登録申請番号

三 登録の年月日及び登録番号

四 デザインの内容

3 認定機関は、登録をしたときは、その登録を受けた者に対し、その旨を通知しなければならない。

(登録拒絶の決定及び通知)

第七条 認定機関は、登録申請が前条第一項各号の一に該当しないと認めるときは、その旨を決定し、登録申請者に対し、理由を附して通知しなければならない。

ならない。

(登録の有効期間)

第八条 登録の有効期間は、その登録をした日から三年とする。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。ただし、その登録をした日から十五年をこえて更新することは、できない。

(登録の効力の承継)

第九条 登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けたデザインについて承継する。

(登録台帳の記載の変更等)

第十条 登録を受けた者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を認定機関に届け出なければならない。

2 前条の規定により登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を認定機関に届け出なければならない。

3 認定機関は、前二項の規定による届出があつたときは、登録台帳の記載を変更しなければならない。

(登録の取消)

第十一条 認定機関は、次の各号の一に該当する場合には、当該登録を取り消すことができる。

二 登録を受けたデザインが第三条第二項第一号から第三号まで又は第五号に該当するに至つたとき。

三 登録を受けた者が第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を失うに至つたとき。

四 登録を受けた者が第四十二条第二項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。

五 登録を受けたデザインがその者の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザインである場合において、当該実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したとき。

2 認定機関は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、その登録を受けている者に対し、理由を附してその旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 認定機関は、第一項の規定により登録を取り消したときは、その登録を取り消した者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

第十二条 何人も、登録を受けたデザイン又は登録を受けた者について前条第一項第二号又は第三号に規定する取消の理由があると認めるときは、認定機関に対し、理由を附してその登録の取消を請求することができる。

2 認定機関は、前項の請求があつたときは、その登録を取り消すかどうかを決定し、請求人に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

(登録の消除)

第十三条 認定機関は、登録がその効力を失つたとき、又は登録を受けた者からその登録の消除の請求があつたときは、当該登録を消除しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、登録申請の手続、登録台帳の様式その他登録に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

第三章 デザイン等の認定

(認定)

第十五条 一の貨物が特定貨物として定められた場合においては、当該貨物は、その特定貨物として定められた日から起算して二月を経過した後は、そのデザイン及びそれに附される商標(当該特定貨物の包装に附される商標を含む。以下第二十二条第七号、第三十五条第一項及び第三十七条第一項において同じ。)について、第三条第一項の通商産業省令で定める区分に従い、認定機関の認定を受けた後でなければ、輸出してはならない。

(認定の基準)

第十六条 認定機関は、前条の認定(以下単に「認定」といふ)の申請が次の各号に該当すると認めるときは、その申請に係るデザイン及び商標について認定をしなければならない。

認定機関は、登録申請が次の各号に該当すると認めるとき

は、その登録申請に係るデザインについて登録をしなければならぬ。

一 登録申請者が第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を有すること。

二 登録申請に係るデザインが第三条第二項に規定する登録拒絶理由に該当しないものであること。

三 登録申請が競合するときは、登録申請に係るデザインが前条の規定により登録を受けることができるものであること。

2 登録は、登録台帳に次に掲げる事項を記載することによつて行ふ。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

一 当該デザインが次の一に該当すること。

イ 当該デザインが登録実用新案又は登録意匠と同一のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該実用新案権者（当該実用新案権についての実施権者を含む。）又は意匠権者（当該意匠権についての実施権者を含む。）の製造、加工、販売その他の行為（当該実用新案権又は意匠権についての実施権者にあつては、当該実施権者の範囲内における行為に限る。）に係るものであること。

ロ 当該デザインが登録をされているデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該デザインについて登録を受けている者（その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む。）の製造、加工、販売その他の行為（当該デザインについて登録を受けている者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る。）に係るものであること。

ハ 当該デザインが特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザインであり、かつ、

つ、当該デザインに係る特定貨物がその特定の者（その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む。）の製造、加工、販売その他の行為（その特定の者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る。）に係るものであること。

ニ イからハまでに掲げる場合のほか、当該デザインが第三条第二項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるデザインに該当しないものであること。

二 当該商標の使用が他人の商標権（標準権及び団体標準権を含む。）を侵害することとならないこと。

2 認定機関は、申請に係るデザイン又は商標が、当該特定貨物が輸出されるべき仕向国について、第四条の規定により記録されているデザイン若しくは商標又はこれらに類似するデザイン若しくは商標であるときは、前項の規定にかかわらず、当該デザイン及び商標については、認定をしてはならない。ただし、当該特定貨物を当該仕向国に輸出することについて、第四条第一号に規定する工業所有権についての権利者又は同条第二号に規定する特定の者から承諾を得ているときは、この限りでない。

（認定の有効期間）
第十七条 認定の有効期間は、その認定をした日から六月をこえない範囲内において特定貨物の品目ごとに政令で定める期間とする。

（適用除外）
第十八条 第十五条の規定は、一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的とする特定貨物であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、適用しない。

（通商産業省令への委任）
第十九条 この章に定めるもののほか、認定の申請の手続その他認定に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

第四章 認定機関
（指定）
第二十条 第三条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、登録及び認定を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）
第二十一条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。
一 この法律又は外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、輸出入取引等の秩序の確立に關する法律若しくは輸出検査法（昭和三十三年法律第九十七号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十一条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行つて役員のうち第一号に該当する者がある者
（指定基準）
第二十一条 通商産業大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 登録及び認定に必要な資料を有すること。
二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がデザイン又は商標の審査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 登録又は認定を行つたため通商産業省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。
四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が登録及び認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 登録及び認定の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて登録及び認定が不公正になるおそれがないものであること。
六 登録及び認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る特定貨物のデザインの登録及び認定並びにその特定貨物に附される商標の認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定の公示等）
第二十三条 通商産業大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その認定機関の名称、住所、同項の通商産業省令で定める区分並びに登録及び認定の業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

2 認定機関は、登録及び認定の業務を行う事業所の所在地を変更しよつとするとときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 認定機関は、その名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をし、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（審査の義務）
第二十四条 認定機関は、登録又は認定を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その審査をしなければならない。

2 前項の審査は、第二十二條第二号に規定する者にさせなければならない。

（業務規定）
第二十五条 認定機関は、登録及び認定の業務に關する規定（以下「業務規定」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよつとするとときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。
3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が登録及び認定の

公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができ

(業務の休廃止)

第二十六条 認定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、登録及び認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(事業計画等)

第二十七条 認定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十八条 認定機関の役員又はデザイナー若しくは商標の審査を行う者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(秘密保持義務等)

第二十九条 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録又は認定の業務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 登録又は認定の業務に従事する認定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第三十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機関に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消等)

第三十一条 通商産業大臣は、認定機関が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定め登録及び認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十五条第一項の認可を受けた業務規定によらないで登録又は認定をしたとき。

三 第二十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は登録及び認定の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第三十二条 認定機関は、帳簿を備え、登録及び認定に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(検査機関との連携)

第三十三条 認定機関は、その認定をする特定貨物が輸出検査法第二

条第一項に規定する指定貨物であるときは、当該特定貨物の輸出検査を行う政府機関又は同法第七条に規定する指定検査機関と緊密に連携し、その業務の円滑な運営を図らなければならない。

(国の援助)

第三十四条 国は、認定機関の登録及び認定の業務の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、その資料の確保、審査の指導その他の援助に努めるものとする。

第五章 雑則

(通商産業大臣の行う登録及び認定)

第三十五条 通商産業大臣は、次に掲げる場合には、当該特定貨物のデザイナー及びそれに附される商標について、登録及び認定を行う。ただし、第二号又は第三号に掲げる場合には、当該業務の休止若しくは廃止又は当該業務の停止の範囲内における登録及び認定に限るものとする。

一 一の貨物が特定貨物として定められた場合において、当該特定貨物について第二十條の申請がないか、又はその申請のいずれについても第三條第一項の指定を受けることができないとき。

二 認定機関が第二十六條第一項の許可を受けて登録及び認定の業務を休止し、又は廃止したとき。

三 認定機関が第三十一條第一項の規定による指定の取消又は登録及び認定の業務の停止の命令を受けたとき。

2 前項の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合における第二章及び第三章並びに第四十二條第一項の規定の適用については、第三條第一項中「通商産業大臣が指定する者(以下「認定機関」という。)」とあり、又は同条第二項、第四條、第五條第二項、第六條第一項若しくは第三項、第七條、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條若しくは第四十二條第一項中「認定機関」とあるのは、「通商産業大臣」とする。

3 通商産業大臣は、第一項第二号又は第三号の規定により登録及び認定を行うときは、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第一項第二号又は第三号の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合における必要な経過措置は、政令で定める。

(輸出入取引審議会への諮問)

第三十六条 通商産業大臣は、第二條第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録若しくは認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者に対し、その特定貨物の品目、デザイナー、数量、仕向地、所在の場所若しくは輸出の時期又はその特定貨物に附される商標に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機

関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する特定貨物の保管の場所に立ち入り、特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(輸出停止命令)

第三十九条 通商産業大臣は、第十五條の規定に違反して特定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、特定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

(處罰)

第四十條 通商産業大臣は、第三十一條第一項の規定による処分をしようとするときはその処分に係る認定機関に対し、前條の規定によ

る処分をしようとするときはその処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第四十一条 この法律の規定による通商産業大臣又は認定機関の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業

大臣に異議の申立をすることができ、この場合において、認定機関の処分に対する異議の申立は、その処分をした認定機関を経由しなければならない。

2 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その旨を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(手数料)

第四十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において特定貨物の品目ごとに政令で定める額の手料を認定機関に納付しなければならない。

納付しなければならない者	金 額
一 登録申請をする者	一件につき五百円
二 登録を受けた者	一件につき六千円
三 登録の有効期間の更新の申請をする者	一件につき三千円
四 認定の申請をする者	当該認定に係る特定貨物の輸出価格の千分の三

2 登録を受けた者が納付すべき手数料は、第六条第三項の通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

第六章 罰則

第四十三条 第三十九条の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第四十四条 第三十一条第一項の規定による登録及び認定の業務の停止

一 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした認定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の許可を受けずに登録及び認定の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十二条の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第三十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十八条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

2 (通商産業省設置法の一部改正) (通商産業省設置法(昭和二十七年

年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第 号)の規定に基づき、認定機関を指定し、及び監督すること。

第八条第一項第十三号の二中「意匠」を「デザイン」に改める。

第二十五条第一項の表中「意匠奨励審議会」を「デザイン奨励審議会」に、「意匠」を「デザイン」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

石油資源開発株式会社業務運営の実情にかんがみ、会社の債務について政府が保証することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

繊維工業設備臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 紡糸機(湿式紡糸機、乾式紡糸機及び溶融式紡糸機をいう。以下同じ)は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、化学繊維(別表第三に掲げるものをいう。以下同じ)の製造の用に供してはならない。ただし、通商産業省令で定めるところにより試験的に製造の用に供する場合は、この限りでない。

第三条第一項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、「繊維輸出機の区分により」の下に、「紡糸機にあつては別表第六に掲げる紡糸機の区分により」

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法(昭和三十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(債務保証)

第十三条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内に

第十六条並びに第十七条第一項及び第二項中「又は織物幅出機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第十八条第一項中「又は織物幅出機」を、「織物幅出機又は紡糸機に、又は織物の加工」を、「織物の加工又は化学繊維の製造」に改め、同条第二項中「又は織物幅出機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第二十條中「又は織物幅出機」を

「化学纖維」を加える。
第二十六条第二項中「糸」の下に
第四十条第一項中「又は織物幅出機」を、織物幅出機又は紡糸機に、
「又は織物の加工」を、「織物の加工又は化学纖維の製造」に改める。
第四十一条第一項中「又は織物幅出機」を、織物幅出機又は紡糸機に、「又は織物の加工」を、「織物の加工又は化学纖維の製造」に改め、「織物幅出機」の下に、「紡糸機」を加える。
第四十二条の表を次のように改める。

別表第六

- 一 ビスコース長纖維のうち普通
- 二 ビスコース長纖維のうち強力
- 三 ビスコース短纖維の製造の用に供すべきもの

四 銅アンモニヤ纖維の製造の用に供すべきもの

五 アセテート繊維の製造の用に供すべきもの

六 ポリアミド系合成繊維の製造
の用に供すべきもの

七 ポリビニルアルコール系合成繊維の製造の用に供すべきもの

入 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維
維の製造の用に供すべきもの

九 ポリ塩化ビニル系合成繊維

十 ポリアクリルニトリル系合成

十一 ポリエステル系合成繊維の

製造の用に供すべきもの

製造の用に供すべきもの

の製造の用に供すべきもの

纖維の製造の用に供すべきもの

の用に供すべきもの
別表第三を別表第四とし、別表第

二の次に次の一表を加える。

別表第三

- 一 ビスコース纖維
- 二 銅アンモニヤ纖維
- 三 アセテート纖維
- 四 ポリアミド系合成纖維
- 五 ポリビニールアルコール系合成纖維
- 六 ポリ塩化ビニリデン系合成纖維
- 七 ポリ塩化ビニール系合成纖維
- 八 ポリアクリルニトリル系合成纖維
- 九 ポリエステル系合成纖維
- 十 ポリエチレン系合成纖維
- 十一 ポリプロピレン系合成纖維
- 十二 ポリ青化ビニリデン系合成纖維
- 十三 ポリ尿素系合成纖維

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理市

纖維工業設備臨時措置法の施行後における経緯にかんがみ、化学纖維の製造の用に供する紡糸機を登録制の対象に追加するとともに、同法の規定により指示された共同行為に基き処理された設備について優先的に登録を受けることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大島政府委員　ただいま議題となりました輸出品デザイン法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の輸出品がしばしば外国デザインの模倣を行うため、海外からこれに対する苦情の申し入れがひんびんとありますことは、すでに皆様御承知の通りであります。このような事態が続きますことは、輸出貿易におけるわが国の国際的信用を著しくそこなうこととなり、ひいては、これに藉口した仕向国の関税引き上げ、輸入制限等を招来するおそれなしといたしません。またデザインの模倣は国内輸出業者相互の間にも行われております。すなわち、ある業者がせっかく努力をしてよいデザインの商品を創作し、輸出しても、直ちに他の業者がこれを模倣し、しかも安価で輸出するため、お互いに値くずしをすることになり、かえって海外のわが国輸出品に対する信用を害するといふ、いわゆる過当競争の状態を引き起しているわけでありま

す。このような事態に処する対策といったしましては、現在法制的には、意匠法等工業所有権関係の諸法令、不正競争防止法、輸出入取引法等がありますが、これらは、あるいは私権の保護という見地からの当事者相互間の損害賠償の問題を規制し、あるいはまた不正な輸出入取引に対する制裁を規制しているものであり、いずれもすでに行われてしまつたデザインの盗用に対する事後の規制にとどまっております。

一方、業界の自主的規制策といつたしましては、輸出入取引法に基づく輸出組合の意匠協定によつて、繊維、陶磁器及び雑貨の一部につき、デザインの模倣を輸出に当り事前にチェックしようとする方法が実施されております。すなわち、輸出組合員が、協定で定め

た特定の貨物を輸出しようとするときは、協定によつて設立した意匠センターにより、その貨物が他人のデザインを盗用したものでない旨の認証を受けなければならぬ、ということになつてゐるのであります。本来デザインの盗用防止という問題は、このような業者の自主的規制に待つのが最善の策と考えられますが、かかる自主的な協定の締結を行うことが相当困難である業界も存するのであります。

以上のような現行法上の欠陥と、業界の自主的規制の困難とをあわせ考えまして、特定の機関による輸出品のデザインの事前認定を行うことを主眼とする本法案を提案いたす次第であります。

次にこの法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、輸出入貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要である貨物であつて、輸出入取引法に基づく業者の協定により自主的規制が行われていないもの、または協定があつてもその目的達成が困難であるものにつきましては、これを政令によつて特定貨物に指定いたします。なお、この指定に当りましては、事の重要性にかんがみ、事前に輸出入取引審議会に諮問することといたします。

第二に、特定貨物を輸出しようとする者は、あらかじめ、次に御説明いたします認定機関の認定を受けなければならぬことといたします。なお、この認定を円滑、迅速に行い得るようにするため、希望する者にはデザインの登録が受けられることといたしますが、これはあくまでも認定のための便宜的な手段でありまして、権利の設定を意味するものではありません。

第三に、以上の認定の業務を行う認定機関は、その申請を待つて、通商産業大臣が一定の指定基準に適合すると認めたものにつき指定することとし、業務の運営その他につき十分な監督を行うことといたします。

以上簡単にございしますが、この法律案提出の理由及びその要旨の概要につき御説明いたしました。

何とぞ慎重御審議の上御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

次に石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

本日ここに、御審議を願います石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

第二十二国会におきまして石油資源開発株式会社法が制定され、同法に基づき昭和三十年十二月石油資源開発株式会社が設立されたのでありますが、現在までに三年余りの年月を経過いたしましたので、この間、同社の探鉱活動も着々進められ、その成果も次第に現われて参りました。

しかしながら、同社の資本金調達にものずから限度があり、しかも、この限られた資本金はあつて同社の探鉱部門に投入されることになっておりますので、同社が探鉱の結果発見いたしました油田の開発に必要な資金の調達には、もっぱら銀行融資その他の借入金に依存せざるを得ない実情にあります。が、現状では今後における開発資金の調達についての困難等が予想されるに至りました。

このような事態に対処いたしますために、同社の債務について政府が保証することができるよう措置する等の必要が生じたので、ここに石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律の改正点の第一は、先ほども若干触れましたが、石油資源開発株式会社の債務について、政府が保証をすることができるよう規定を新しく設けることとあります。なお、この点に關しましては、石油資源開発株式会社法が制定されました第二十二国会におきまして、政府は債務保証について、必要に応じて可及的すみやかに所要の措置を講ずるよう附帯決議がなされております。第二は、石油資源開発株式会社の廃止であります。石油資源開発株式会社の設立時に帝國石油株式会社から、一時に多くの鉱業権を譲り受けることになつていたのでありますが、その際の評価を適正ならしめるため、臨時に石油鉱業権評価審査会が設けられたのであります。しかし、同審査会は、現在すでにその使命を終了いたしましたので、今回これを廃止することといたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

次に繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

ただいま提案されました繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行繊維工業設備臨時措置法は、昭和三十一年六月に公布され、同年十月より施行されて今日に至つております。

御承知の通り、最近におけるわが国繊維産業は、国内経済の動向及び輸出不振の影響を受けまして需給の均衡を失ひ、長期にわたつて不況状態を呈し、一部を除いて高率の操業短縮を余儀なくされておりますが、これは繊維産業のみならず、関連産業にも悪影響を与え、国民経済の広範囲にゆゆしい事態を招来してきております。

政府といたしましては、昨年八月に繊維不況打開のための重点施策につきまして閣議決定を行い、鋭意これの実施に努力いたすとともに、また、十月以降業界人、学識経験者、労働者代表等よりなる繊維総合対策懇談会を設け、繊維産業の不況打開並びに長期的再建対策の樹立につきまして、総合的見地から種々審議を重ねて参りましたが、その審議の結果を尊重し、政府は、現行繊維工業設備臨時措置法の改正による化学繊維の製造設備の調整の必要を認め、その線に沿つて検討をいたしました上ここに成案を得ましたので、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案として上程いたすこととなつた次第であります。

本改正法案は、現在四、五割に及ぶ高率の操業短縮を継続している人絹糸、スフ綿の製造設備を登録制の対象に追加し、もつて輸出の過当競争の改善をはかり、あわせて操業度の向上による輸出価格の低減及び安定を期待し、また、合成繊維につきましても同様の登録制を実施することにより、繊維製品全体の需給を勘案しつつその計

画的伸長をはかることにより、他の織維部門のごとき設備過剰状態とこれによる輸出秩序の混乱を防止しようとするものであります。

次に、改正の主要点につきまして御説明申し上げます。

第一は、化学繊維製造設備の登録制の実施であります。現行繊維工業設備臨時措置法におきましては、精紡機及び織物幅出機について登録制が実施されておりますが、前述の理由によつて化学繊維の設備規制が必要でありますので、今回精紡機及び織物幅出機と同様に、化学繊維製造設備のうち主要な機械である紡糸機を登録制の対象に追加しようとするものであります。

なお、既存設備は当然に登録をいたしますが、新規の登録につきましても、繊維工業設備審議会の意見を聴取して、目標年度の織維製品の需給を参酌して、設備が不足である場合にはその不足設備について、設備の新規登録を認めていくものであります。

第二は、新規の登録の場合における処理設備の優先であります。政府といたしましては、需給の調整をはかり、市況の安定を期するため現行法の規定により、過剰設備の格納等の指示をいたす予定であります。過剰設備の処理を円滑ならしめるために、政府の指示に基いて、廃棄、格納等により処理された繊維工業設備につきましても、新規の登録の場合に優先的に登録を認めようとするものであります。

第三は、仮登録事項の変更であります。新規に登録を受ける際には、まず仮登録を受けなければなりません。現行繊維工業設備臨時措置法では、仮登録段階において、機械の種類、設置

場所等の変更は認められないため、実務上支障を来たしておりますので、これらの変更も認めようとするものであります。

第四は、目標年度の変更であります。現行繊維工業設備臨時措置法におきましては、繊維工業設備の新増設を認め、あるいは過剰設備の処理をはかるための需給見通しの目標年度は、昭和三十五年度となつておりますが、計画的に設備調整をはかるためには、ある程度長期を見通す必要があり、特に、新たに設備調整の対象となります化学繊維につきましても、計画的伸長が望まれますので、本法の目標年度を二年延長し、昭和三十七年度に変更しようとするものであります。

以上が改正の主要点でありまして、各条につきましても、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。以上が改正の主要点でありまして、各条につきましても、今後御審議の過程を通じて詳細に御説明申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切にお願いする次第であります。

○長谷川委員長 以上で、三法案の趣旨の説明は終了しました。

なお、各条についての質疑は後日に譲ることといたします。

方に参考人として御出席願うこととし、その選定並びに御出席願う日時につきましても、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

なお、本日は、理事長の北野重雄君及び理事加藤八郎君に御出席を願つております。

○長谷川委員長 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、航空機工業振興法の一部を改正する法律案及びプラント類輸出促進臨時措置法案の四案を一括議題とし、審議を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。小林正美君。

○小林(正)委員 私は信用保険公庫法の問題について政務次官にお尋ねをいたしたいと思つております。この公庫に対する政府の出資金を十億円増額してこれを融資資金に充てるといふことは、大へんそれ自体としてはけつこうなことであります。私は自分みずからが長い間中小企業を経営いたしておりましたので、過去において自分みずからが保証協会を利用したこともあつた。また人の金融についていろいろ御相談を受け、それをお助けしたことがあるのであります。そういう自分の体験を通じて、この信用保険公庫とそれからその一番関係の深い保証協会のあり方について、政務次官のお考えを一つ拝聴いたしたいと思つております。

金融機関が融資する場合において、信用保険公庫がこれに融資保険を行つ

ときには、五〇%の損失カバーをする。保証協会が融資する場合においては、これに保証保険をつけて、最悪の場合七〇%を国庫から損失カバーするといふことは、私も大へんけつこうなことであらうと思つておりますが、ただ一番私が心配に思ふことは、せつかくこういふりつぱな機関がありながら、それが本来の目的に使用されることなくして、むしろゆがめられて運営されておるのではないか、こういふことを心配するのです。たとへばこういふ保証協会であるとかあるいは信用保険公庫などを利用しようとする企業というものは、いわゆる融資の対象となし得るかなり得ないかの、ほんとうにボーダー・ラインにあるところの企業である、かように考えるのですが、ややもするとそれがそうではなくて、ボーダー・ラインにあるほんとうに保証してほしいところの企業に対しては、これがオミットせられておるといふような形において、多分にその実績があるように思ふのであります。ど

んなものでございませうか。

○大島政府委員 そのようなことはよく私たちが耳にするのですが、これはその当局にそのようなことのないように政府からも十分の注意をいたしまして、また皆さんなかなかお達者な方ばかりですからせいぜいその方に攻撃して、そうならぬようにしていただきたい、こう思つております。

○小林(正)委員 ぜひそのように政府の方から嚴重に通告を願いたいと思つておりますが、実際にはボーダー・ラインの人にはあまり借さなくて、単独で借り得られるような企業体に対して銀行が保証協会の保証を強制してお

る。こういう事実が非常に多い。それともう一つ非常にけしからぬことは、これは全国の例を調べればわかると思ふのであります。各都道府県などにおける保証協会の一番の責任者、すなわち会長の地位にある人はたいていの場合銀行の頭取が多い。こういう事実をどうお考えになるか、これが果して好ましいことであるか、そうでないかお尋ねをいたしたい。

○大島政府委員 それは必要な場合も間々あると思つております。地方の銀行の頭取がその会長になつておるために非常に便利な場合もありましようし、またたいてい言われるようなそれが、何か代議者にだけというようなこともあるかも知れませんが、これは運営の妙によつて、なるべくそのようにならないように十分の注意をするといふふうに考えております。

○小林(正)委員 大へん名答弁で喜んでおります。そこで私は実際の事例をあげて申し上げます。こういふことがある。大体金を借りるといふ人は所要の額を所要の時期に融資を受けたいといふのが、一番の眼目であらうと私は思ふ。ところがなかなか所要の時期に所要の金が出てこない。極端な例を申し上げますと、保証協会において保証する場合においてもなおかつ——たとえば五十万円の融資を申し込んだときに二十万円の歩積みをさしておるといふ事実があるが、この点について政務次官は御承知かどうか。

○大島政府委員 その通りであります。そういうようなことは時々あります。ただこれは私なども、やはり中小企業のことをよく存じておる一人なんですから、そのような場合がしばし

はあるという事は、私たちも十分聞いているのですが、しかしやはり返済をしてもらわなければならないという責任があるので、借す立場においても多少慎重を期するということが、今言われるような結果を招来するということが間々あるように存じておりますが、そのような点はこれからその責任者に対して、政府といたしまして十分なる注意を払うようにいたしたい、かように考えております。

○小林(正)委員 次官は大企業に關係しておられまして、こういう中小企業問題についてはあまり御關係がないだろうと思つておりますが、いやくも保証協会の保証する場合において、歩積みをさすようなことが間々あるという御答弁をいたされたことと、これは、私たちとしては非常に遺憾なんです。保証協会が保証をするような融資については絶対に歩積みをさせない、この確約をいただきたい。どうでしょう。

○大島政府委員 その確約はちよつとむずかしいですが、理想からいいますと、大体銀行が歩積みをさせること自体は保証協会という問題でなく、普通銀行の場合でも、われわれは非常に不満なわけでありまして、ですから今度保証協会が保証する場合に歩積みをするというようなことが、今までかりにあつたとしたら、今後はこれを是正する必要がある、このように考えております。

○小林(正)委員 単独で借りられる場合は、これは信用の限度とかいろいろ關係があつて歩積みの場合もあると思うのですが、しかしその場合でも結局借りる人にとっては非常な高い金利を

払つて莫大な金を借りて、そして実際に使うものはその半分になつてしまふということ、これは直接本人が銀行から借りて保証協会がタッチしない場合は、ある意味においては望ましくないと思つておりますが、やり得る場合はやむを得ないと思つた場合は、いやくも損失があつた場合はそれを補てんするという保証協会である以上は、そういうことが絶対ないよう、に嚴重に今後御監督をいただきたい、かように考えるのです。

それからこゝでちよつとお尋ねをしたいのでありますが、都道府県にありまふ信用保証協会というものは、これは法的根拠があるところの法人であるということ、で差しかかれないと私は思ふのでありますが、法的に何ら根拠を持たないところの、たとえば地方自治体などが信用保証協会と称するものを作りまして、そして保証機関と同じような仕事を現在行なつておる、こういうことについてはいかがなものでございましょう。

○岩武政府委員 今のお話実は私も初耳でございますので、よく実態を調べてみたいと思つております。ただ現実には保証行為を行ふものであるかどうか、これは私よく存じません。あるいは保証協会に對するいろいろな業務上の監督なり何なりを行つたための一つの委員会組織かと考えられます。もう少し実情を調べてみたいと思つておりますが、できますれば、ありまする限とかをおつしやつていただければ調べると思つております。

○小林(正)委員 これは実は私が作つたのです。三重県、四日市の市が金を出して、これに銀行が若干金を出して信用保証協会というものをずつと前から

作つて居るのです。信用保証協会というものが発足する以前からずつとやつておりました。ところが今こういういふわゆる信用保険公庫などもできまして、やつぱり法的根拠のあるものでない、保証協会でないければ、いゝわゆる信用保険公庫の対象にもならぬと思つて、幸いに今のところは非常にうまく行われております。一回も問題が起つておりませんが、一応三重県四日市の市役所の中における信用保証協会のあり方について御研究を願いたいと考えております。

それからどうも私自身非常に金に困つておりますので、金のことばかり聞きますが、お許し願いたいと思つて、同一企業で保証貸付が二年も三年も続いておるのがござらぬと思つて、これはその企業がいつまでもいゝわゆる融資の対象に十分なり得るかどうか、わからないボーダー・ラインのところをさまよつておる場合においては、二年、三年保証協会が保証する、大へんけつこうなことを思ひであります。

が、どうも実際はそうではなくて、こういうような長く続いておりますところの保証対象になつておる企業というものは、中にはだんだんよくなつてきておるのがあるのです。ところがやはり依然として銀行が金を貸し付ける場合には保証協会の保証をとつていらつしやい、こういうことを言う。そのために私は二つの非常な大きなマイナスが出るものであると考へるのですが、第一には単独で借りれば金利も安い。ところが保証協会の保証を受ける、あるいは信用保険公庫の方からさらに保証を受けて、結局少しも高い金を借りなければならぬ。こういうことが第一

点。第二点におきましては、それだけボーダー・ラインにあつて、真に保証協会から金を借りる必要のある人が、ワケが狭められて借りることができない、保証協会の機能を十分に活用できない、こういう事例がしばしば見受けられます。現に三重県の場合なんかは、ほとんど長期間にわたつて貸し出しをしておるものが全体の半分以上を占めておる、こういう事業であります。が、こういう点は今後どのように御指導になるおつもりか、中小企業庁長官に一つ伺いたい。

○岩武政府委員 お尋ねの点は二つありまして、一つは金利に対する保証料低下の問題でありまして、保証料をできるだけ下げたいといふことは、われわれの前々からの念願でございます。政府で保証協会に何らかの財政的な援助を与えるという趣旨で設けておりますのが、現在の保険公庫からの融資でございます。本年度二十億の融資を行います。その結果だけでございせんが、その他の情勢をあわせまして、大体全国で保証料の率によりまして一割ないし二割方の引き下げを見ております。明年度も十億の貸付を予定しておりますが、これからの運用の際にできるだけ保証料は各保証協会の採算の許す範囲で下げさせたい、こういうことで目下具体的なやり方を研究しております。

それからもう一つは保証のワケが少いので希望者に十分な保証ができないという問題でございます。これも実は非常に頭が痛い問題で、現在までに保証協会の付保いたしました債務の残高と申しますか、貸付の残高は約七億と見当でありましたか、全体の中小企業

向けの金融機関の貸し出しの比率では、わずかに二割余りといふふうなことでございまして、これはもう少し保証のワケを広げて実際の付保が行き渡るようにしたいといふふうに考えております。これも御案内のように保証協会に對しまして、政府よりあるいは地方団体の財政的な援助が出来るれば、それだけ保証協会の保証能力は広がるわけでございます。現在は政府関係の融資金の方は、わずかに残高三十億でございます。明年度十億といたしましても四十億でございますから、とても十分とは申せません。地方団体の方も現在九十億程度の保証金になつておりますが、まだ十分とは申せませんが、両方相持ちまして何とかして保証のワケを広げたいと思つております。それがなかなか急速に参りません事情もいろいろあるわけでございますが、さりとて信用補完制度の理想は、資力、信用の薄い者が手軽に金を借りられるということが理想でございますので、早くこの保証のワケを広げるように措置したいと思つております。大体今度十億円出資いたしますれば、この金額をもとにいたしまして、各保証協会を通じて二百五十億から三百億程度の保証ワケがふえるかと思つております。こういうことでできるだけ早くこのワケを広げて参りたい、こういうふうに考えております。

○小林(正)委員 御説明の意味はよくわかるのでございますが、ちよつと私の質問の要旨をはずれておられますので、もう一度お尋ねいたします。そういう工合にワケそのものを広げていただくことも大へんけつこうでございますが、

もう一つは、その限られたワケの中で実際に保証する場合において、大体銀行などは非常に慎重をきわめ過ぎて、最初はボーダー・ラインであった企業が保証をしていった。ところがその企業がだんだんよくなって参りまして単独で銀行から借入れができるようなところまで、幸いに高められてきておるにかかわらず、依然として銀行は単独貸付をしない、非常に安易な気持で、保証協会の保証をとっていらつしやい、そうしないと工合が悪い、こゝういふふりなことを言っている例が大へん多い。だから一つの企業に対して二年も三年も続いて保証協会の保証をくつつけておる。しかもその企業の内容は非常によくなっている。こゝういふことは、保証協会の会長が銀行の頭取によつてそのいすをしめられるところに、一つの原因があるのじゃないかと思ふのですが、そこら辺はどんなものでしょう。

○岩武政府委員 具体的な問題になりますといふいろいろなことがございまして、一がいには何とも申せませんが、銀行と常時取引がありまして、前の取引の金も無事に元利そろえて返しておる。しかも事業の方もかなり順調に進んでおるといふことでございまして、これは銀行としましてもある程度融資態度を、何と申しますか第一回目より寛大になるというところは普通のことだらうと思ひますが、今の御指摘の場合はどういふことでございませうか、ちよつとわかりかねるかと思ひますが、中小企業の方もせつかくいろいろ苦勞をして仕事をやっております。将来の見込みがあり、かつ業績の

上つておる企業でありますれば、金融機関の方もその業績を具体的に見た上で、融資態度等につきましては、中小企業の伸びるようにならなうと考へておられます。ただ保証協会の会長を兼ねておるからといふことは、必ずしも言い切れないのではないだらうかと思ひます。そこらあたりいろいろ現実の問題としましては、個々のケースでいろいろな問題もございまして、一がいには申せません。

○小林(正)委員 私は最後に、せつかく中小企業信用保険公庫が、今度十億円出資金もふえるような運びになつておりますので、この公庫のほんとうの目的がいわゆる中小企業者を救うための公庫であつてほしい。これが金融機関を助けるための公庫にすりかえられないように特に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○長谷川委員長 松平忠久君。

○松平委員 中小企業全體の金融について、若干お伺いしたいと思ふのですが、大蔵省はどなたか来ておりますか。

○長谷川委員長 特別金融課長が来ております。

○松平委員 第一にお伺いしたい点は、一昨年来の傾向から見まして中小企業の金融といふものは都市銀行、地方銀行の占めるウェイトが幾分ずつ減つてきて、相互銀行、信用金庫並びに政府系三銀行等の中小企業向けの金融が少しずつふえてきておるといふのが実態のように、統計では出てゐるわけでありませう。この場合において政府の考え方といふものは、今のような工合に都市銀行なり、地方銀行の中小企業向け金融がだんだん減つてくるこの傾

向を是認して、後者である相互銀行、信用金庫もしくは政府系三銀行の資金源を増していつてこれを強化する、こゝういふような方針をとらんとするのかがどうか、その点を明確にしたいだきたいと思ひます。

○磯江説明員 お答えいたします。中小企業向けの市中金融、特に大銀行あたりの金の流し方がだんだん減つてゐるのじゃないかといふようなお尋ねでございませうが、昨年秋季以降におきまして中小企業向けの市中金融は、量としましてはかなりふえてゐるわけでありませう。また市中銀行等の金融も量的には決して減つてゐるわけじゃございませう。それでは率がふえてゐるかといふ点でございませうが、この点につきましては、私資料を持ち合せていないのでございませうけれども、急激に上昇するといふ傾向にはないことは事実かと思ひます。しかしながら市中銀行金融は、全体として見ました場合に、中小企業向けの資金量は決して減つていない。もちろん波があるわけではございませうが、金融がゆるみましてから、特に昨年の秋以降におきましては、相当の金が中小企業に回つておるわけではございませう。政府関係の金融機関は、もともと趣旨からいたしますれば、市中金融の補充金融であるといふ考え方に私どもは立つてゐるわけではございませう。しかしながら補充金融と申しまして、量の面と質の面と両方あるわけではございまして、両面から低利の金を潤沢に流すといふことを私どもは考へてゐるわけではございまして、あくまで補充金融といふ立場に立つてゐるわけではございませうから、市中金融の金利も低下いたし、また資金源も潤沢になりま

すれば、補充金融の割合といふものは薄くなるといふふうに考へられるのであります。現状におきましてはまだそこまでは至つておらないわけではございまして、市中金融と政府関係金融とが両方相持ちまして、中小企業金融の円滑化に貢献すべきものと考へておるわけでありませう。

○松平委員 量は確かに去年でもふえておられます。ふえておるけれども、大企業向けの量の方が圧倒的に多くて、中小企業はふえ方が少いといふことは統計に現れておるわけでありませう。従つて中小企業向け全体の金融からいふものは減つてきておる。そしてそれをカバーするがごとく政府系三銀行並びに相互銀行、信用金庫という方面がふえておる、こゝういふふうに統計はふえておるわけでありませう。従つて私は量はふえてないといふことは言わな

い。昨年に比べてましてことは言わなおりますが、しかしそのパーセンテージからいって、中小企業向け全体の金融の率を申しますと、比較的妙な傾向が出てきておる、こゝういふことを申し上げておるわけでありませう。従つてそういういたしますと、政府は補充的な役割を持つものを少し増強しなければならぬといふふうに考へてゐるといふふうになつたのか、あるいは都市銀行、地方銀行といふものがいろいろ融資先の懸念といふようなことから手控えるといふことになつたのか、いずれにしても統計はそういうふうに出ておるわけでありませう。従つて私が申し上げたいのは、政府自体としてはあくまで政府系三銀行は補充的な役割をしてゐるんだといふ考へ方に立つてゐるように思

うのであります。しかし相互銀行、信用金庫といふようなものに対しては、どういつた態度をもつて臨んでおるのか、これをもつと強くしていきたいといふ考へであるのかどうかといふことと、それから都市銀行と地方銀行の中小企業向けの金融といふものが、率からいって少なくなつてきたといふ点については、どういふ指導をしておられるのか、その点を伺いたい。

○磯江説明員 二番目の御質問の点から先にお答え申し上げますが、市中の金融機関に対しては、これは都市銀行も含めておるのでございませうが、こゝに金融引き締め以来、中小企業に対して金の出し方が薄くなると申しますか、大企業偏重になるといふような傾向が見られる場合におきましては、銀行局といたしましては、中小企業に対して特に配慮するようにということ、かねがね指導いたしておる次第でございませう。数字の点につきましては、比率が下つてきておるじやないかといふことなどございませうが、最近ほど申しましたように、昨年の秋以降の状況を見ますと、比率は下つておらない、むしろ増加しておるわけではございませう。特に資金の量のふえる中におきまして、中小企業向けの資金量がふえる率が従来から見まして、非常に高くなつておる実績でございませう。一がいには比率が下つておるじやないかといふことはいえないかと思ひます。特に最近においては、必ずしもそうではないといふことを申し上げたいと思ひます。それから相互銀行等につきましては、これは実は私の所管外なのでございませうが、もちろん大蔵省といたしましては、こゝういつた金融機関

の内容を充実させ、そして健全な金融機関として中小企業の金融のために円滑な機能を営むことを期しておる次第でございます。

○松平委員 所管外であることだから、あまり聞いても、これは答弁がむずかしいかと思うのだが、相互銀行、信用金庫というものの中小企業における分野というものはかなりパーセンテージは上つておる。全体の中に占める比率というものは、政府の統計を見ても三〇%以上になっておるようである。従つてこの三〇%以上を占めておるこれらのいわゆる中小企業向け金融機関というものを健全にしなればならぬというわけでありすが、これらの銀行、相互銀行や信用金庫が行き詰つたというようなときに、日本銀行はこれを救済してくれませんか。

○磯江説明員 実は所管外のことでございますので、十分答弁できなくて申しわけございませんですが、日本銀行からの借り入れは、こういった機関はできないことになっております。そういった場合におきましては保障協定または地区協定等によりまして、親銀行その他からいろいろめんどうをみてもらつてというようなことをやっております。

○松平委員 その親銀行というのはいくつ銀行ですか。

○大島政府委員 相互銀行あるいはこういった小さい銀行には親銀行というのが御承知の通りあるのです。たとえば第一銀行が何の親銀行であるとかいうような工合ですから、もしこの連中の方で行き詰まるようなことがあれば、親銀行が可能な範囲においてめん

どうをみるというのが常識なのでありまして、それが思うように行つてないというところは御承知の通りなわけであります。

○松平委員 常識論でやつておるんですね。相互銀行、信用金庫は、法律の上からいへば日本銀行が保証金を積みさえすれば援助してくれるのです。ただし、現在信用金庫にしても相互銀行にしても、保証金が高過ぎて積み切れない、従つて日本銀行はこれを援助してくれない。だからこの間の第一相互にたいにあいり導入が来てやりまして失敗した場合に、一時的なモラトリアムをしておるというような格好でやつておるのには方法がない。だけれどもこれをとことんまで普通銀行のようない工合に、日本銀行がめんどうをみてくれるというようなシステムになつていない。ここに中小企業金融の弱点が、三割近いものを扱つておりながら、その親銀行がこれをめんどうみてくれないというところに私は非常な不安が今日あると思う。きょうは専門家の銀行局長を呼んでおつたんだが、来ないのではありませんか。あつて、あまり詳しく申し上げたくないのではありませんか、そこを政府自身が考えてもらわなければならぬ、こう思うのです。そこで商工中金は一体これらの信用金庫の親銀行となるような資格はないものですかどうですか。これはそういう方向に持つていくのも一つの方法だろ

○北野参考人 現在商工組合中央金庫法の法律上の建前では、信用金庫も系統機関に入れ得るという立場に立つておるようには何つております。ただ現実問題といたしまして、まだ信用金庫の

方にもいろいろなお考えもあるようでございます。この問題につきましては今後よく検討いたしまして、現在信用組合が系統機関になつておるわけでありすが、それに準じて扱ひ得るようになり今後研究を進めていきたいというふうに考えておるわけであります。

○松平委員 私は相互銀行と信用金庫の親銀行を何か作つた方がいいのか、あるいは相互銀行は相互銀行としてやつておいて、相互銀行の直属の親銀行というものをやつておいて、それが日銀と同じような機能を發揮するようない工合に持つておいて、中小企業の金融というものをよくやつていくというところが一つの便法であり、信用金庫は信用組合とともに商工中金が親銀行になりまして、そうしてこれから資金を流していくようななりするといふことでもつて、中小企業者が安心して行ける、預金者も安心して行けるというようない工合をとるのか、そこらところを政府はどういうふうにか考へておられるか。責任のある者がきょうは来ておられますので、御答弁は必ずかしいかと思つたのですが、個人的な見解でもあつたならば、この際、政務次官でも、理事長でもお聞かせ願ひたいと思つたのです。

○大島政府委員 そのようなことは実際よく聞くことなんです。でありますので、これは今私がそのように実行に移すといふようなことはもちろん冒明はできませんが、そうしたような声があります。これを私も十分存じておりますので、十分研究いたしました上で、一つまた申し上げます。

○北野参考人 ただいま私申し上げたことに少し間違ひがございましたので訂正をいたしておきます。現行法によりますと、信用金庫は商工組合中央金庫の代理店に指定できるということになつておりました。さつき申し上げましたように、いわゆる系統機関、所屬団体にはまだできないわけでありまして、従ひまして現行法の建前だけだと、代理店として活用していくという程度でございますので、系統機関として今松平先生のおっしゃつたやうな、いろいろな資金的バックをするといふところまではまだ現行法でもできない。結局将来法律改正の問題として検討しなければならぬ、こつち筋道になります。

○松平委員 その通りです。今申し上げたのは政策論として申し上げたわけでありすが、そこで現行法の範囲内ですと、商工信用組合といふものが系統の下部機構のやうない工合になるわけですが、現在いわゆる信用組合といふものに対しての代理店は、幾つくらい持つておられますか。

○北野参考人 昨年の秋に二十組合指定を増加いたしました。現在百十一組合でございます。

○松平委員 信用組合はたしか五百四、五十あつたやうに思ふのですが、中にはあまりよくないものもあつた。そこで方針としてはそのうちのどの程度まで一体お返しになるつもりであるか、半分程度か、あるいは三分の二くらいまでいくといふやうなことになるのか、その辺のお見込みはどうですか。

○北野参考人 私どもの立場からいたしますと、商工信用組合はできるだけ数多く代理店に指定いたしましたので、特

に零細金融の面で商工信用組合を通じて金融の促進をはかりたい、こつちう考へておりますが、代理店に指定いたしますにつきましても一つの基準がございまして、基準に当てはまるまで組合が伸びてきておりません場合には指定できないのであります。今までは大体年一回くらいいろいろな選定基準によつて選定をいたしまして、この数をふやしてきておるのであります。できれば年一回といわずできるだけ早く、信用組合の力がつけばつくだけこれを早くして、代理店に指定していきやうに持つていきたいと思つております。

○松平委員 代理店にした場合における取扱ひの方針と申しますか、基準と申しますか、代理店にされた信用組合の方々の苦情を私どもは聞いておると、商工中金の代理店になつた場合、同じく国民金融公庫の代理店になつた場合に、両者を比較してみますと、国民金融公庫の方はかなり親切と申します。割合に包括的に代理店に権限をまかせましてやつていくわけでありまして、ところが商工中金の方は支店で非常に統制を加えて、代理店にあまり裁量権その他を与えないやうな方針を今日とつておるやうに思ひますが、その点はどうかしら。

○北野参考人 そつちう御批判もあるやうでございますが、実際は私どもの方では商工信用組合が代理店として金融をいたします場合には、この回収についての責任は全部信用組合にあるわけでございます。従ひましてその融資について商工中金の側からとやかく言ふといふことはやつておらないといふ実情なのでございます。

○松平委員 どうも北野さんはその点

はまだよく実情をお知りにならぬかと思ふ。だから下僚の人にいろいろ聞いてお答えになつておるようだが、実際の代理店の声は、国民金融公庫の金はいよいよ、商工中金の金は使いにくいといふのが各組合長の意見なんです。それは私はどういふところに欠陥があつてそういうことを言うのかわかりませんけれども、少くとも系統金融を整備していろいろ考えがあるならば、他の系統外の国民金融公庫の方の金なら使ひやすく、お宅の親の方が使ひにくいといふのでは、これは伸びないと思ふのです。だから私はそこをもう少し下部について声を聞いてもらつて、そして国民金融公庫と少くとも同じか、もしくは国民金融公庫よりも使ひやすいような工合に、部内のい

ろんな規則を改正するなら改正される必要があるのじやなからうか、こゝういふふうに思ひますが、御所見のほどを伺いたいと思ふ。

○北野参考人 言いわけをするようでごさいますけれども、その点は国民金融公庫の方の融資の対象なり金額なり実際の扱い方と、商工中金の方の信用組合に代理委託しております長期にわたる設備資金とか、運転資金とかいふようなものの貸し方とは、おのずから違ふんじゃないか、私はそう思ふのでござい

ます。しかしまあ御指摘の点はさらによく私の方も反省いたしまして、できるだけ改善していきたい、こゝういふふうに考えます。

○松平委員 今のお言葉はちよつとふに落ちない。それは信用組合といふものは、もともと一番零細な金融をやつてゐるのですから、これは五万、十

万、二十万、五十万程度の金融がこの信用組合では最高だ。これが信用組合の金融なんです。だから今あなたがおつしやつたように長期の金とかなんとかいうことでなくて、信用組合で貸し付ける対象といふのは十萬、二十萬、三十萬程度のものなんです。ですからその心配はないんです。国民金融公庫の金融とは、びつたりなるほどその点はいつていますけれども、しかしあなたの方は小さく分けたつてかわらないわけなんです。信用組合の方へは百万二百萬といふ融資を申し込んでくるといふことではないのです。やはり小さい金融をやるわけです。だからその点は一つ反省されると言つたから反省して

もらつて、国民金融公庫の金が使ひやすいと同じような工合に使ひやすいという氣風を一つ大いに作つてもらいたいと思ふのです。

それからどうですか、支店長は、訓練や何かよく行き届いてゐるかどうか知らぬが、だんだん見ているとよくなつてきているように思ふのですが、やはりいろいろな人が寄つてたかつてきた金庫でありますから、なかなかうまくしつくりいかぬ面もあるのですが、訓練はどういうような年次計画——一年の計画の中で研修会なり何なり、そういうようなことはやつてお

られるわけですか。

○北野参考人 私まだ就任一年でございまして、今松平先生の御指摘のよう

に、商工中金は不親切だといふようなことはよく聞いております。それだけに就任早々からできるだけ特に第一線機関の支所を回りまして、職員を全部集めて、ほんとうに中小企業者の氣持になつてサービスに万全を期すよう

にといふことを、くどいほど言つておるわけでありまして。特別に訓練という問題はやつてはおりませんけれども、私どものそういう一々氣持を、職員の一

人一人も十分身につけてくれるように努力しております。なおまた、一般に検査部だとかあるいはまた後職員が地方に参りました場合にも、特にサービスの点について十分注意をするように、趣旨の徹底をはかつておるわけでありまして。まだ十分とは参りませんが、だんだん改善されるだろう、またぜひそうしたいといふように考えておりますので、一つこの上とも御叱正をお願いいたします。

○松平委員 それから、今度の法律案によりまして預金の受け入れ先の追加等があるわけでありまして、預金の勧誘というか、そういう方面の仕事が商工中金は割合手不足で、また下手であり行なつてゐないんじゃないか、こゝういふふうにわれわれも見ておるわけでありまして。そこで、この預金を受け入れるような態勢の職員の整備という

ようなものは、やはりこの法律の改正案とともにやつていかれるお考えですか。

○北野参考人 御指摘の点は私も全く同感でございまして、本部に預金課も作つたわけでございますけれども、まあ現在の状況では、所屬団体あるいはその構成員に対しての預金の協力を求めるという点において、人の数からい

いたしまして、またその努力の程度からいまして十分でない、特にことしからはその点に力を入れたい、またこの預金は、御承知のように私の方は所屬団体とその構成員に限られております。今度法律改正をされて幾らか範

囲がふえるわけでございますけれども、それだけにいわゆる兩建、歩積みといふような拘束的な形になつてはならぬわけでありまして。あくまでも商工中金のメンバーとして、自分らの銀行の力を増すために協力してやるのだという氣持になつてもらわなければなら

いった加工部面等につきましては、現在もろん系統の中に属するたとは組合ないし組合員といふものにつきま

しては、農林中央金庫の金が流れていくということがあるわけでございますが、それ以外の部面につきましては、商工組合中央金庫の系列に属しますのは、商工組合中央金庫から金が流れていくという制度にはなっております

わけでございます。しかしながら現実の問題といまして、ただいま御指摘になりましたように、性質的には農業系統にくるのかあるいは商工系統にくるのかミックスしたようなもの、それから系列といましてどちらの系列にも属し得るのではないかと、いろいろなものもあるかと思ひますが、こ

ういった点につきましては、それぞれの事業の実態ないし取引関係等に依りまして、それぞれの機関で適宜実情に応じた融資を行うということが望ましいわけでございます。その分野が非常に混淆して、どっちにも入るあるいはどっちにも入らないというように、こ

とで混乱することはできるだけ避けていきたい。しかし制度的にはそういうわけで一応は分野が分れておるということでございます。

○松平委員 制度的に分野が分れておるけれども、最近の生産事業のいろいろな複雑化といふか、そういうことによつて非常に分野が混淆を来たしておるのではなからうか。たとえば百姓が豚を飼うという場合の豚舎その他の資金は、これは系統機関たる農林中金が信用を通じて流してくるのです。ところがここに肉屋が一軒ありまして、その肉屋が大量の豚を飼うという場合には、これはだれが金融してくれま

か。農林中金じゃないでしょうか。商工中金が金融しますか。

○磯江説明員 ただいまの具体的な問題は別といたしまして、商工組合の系統に属する組合に所屬しているものであれば、商工組合中央金庫からの金融が行われるということになります。

○松平委員 そうすると、たとえばリソグなんかをやっている場合、農民がやっている場合はいいとして、たとえば普通の商人がある人に相当リソグを作らせる、そういうのに金融をつけてやるという場合には、これは商工の方になりますか。

○磯江説明員 先ほど申しました通り、融資を受けるものがいずれの金庫の系統に属する組合に所屬しているかという点によりまして、その所屬する組合の親機関から金が流れるということになります。

○松平委員 そうすると國人主義になつてきますね。ところが、それが末端にいきますと、なかなかその点がはっきりしません。それから政府で出しておるのですが、金融機関が持つておるところの貸付業種のリストがありまして、このリストを見ておつても、リストだけではなかなか判定できない。だからもつとこれは政府で考えまして、これは何と農林中金と商工中金だけの問題じゃないのです。農林関係と中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫との間にも混淆があるわけですね。そういう点は最近非常に出てくる

という点は、農業の企業化といふことが最近行われてきております。そこで農業の企業化もしくは企業家が農業をやるといふことがだんだんと出てきて、日本の農業形態も変つてきておる

という実情であつて、御承知のように農業の法人化といふことまで最近はお

えなければならぬといふ議論があるがごとく、非常に違つた経営形態が出てくるという点になりますので、農民であるのか農民でないのかわからないようなことになるのです。ですからこ

こは今までのリストをもう少し親切に解明をして、各銀行の支店長の方へ流していくというふうにお願ひしたいと思ふのだが、それはどこでやつてくれますか。

○磯江説明員 ただいま御指摘のありました点は、大蔵省といたしましては最近の農業金融ないしは商工金融といふものの実態を見て参りますと、確かにおっしゃるような点が出ておるわけでありまして、現に政府関係の金融機関の内部におきまして、たとえば農林漁業金融公庫の融資対象、あるいは中小企業金融公庫の融資対象といふところが、業種といつた性質的にはかなりダブつてくる面も現れてくる。それから農林漁業中央金庫におきまして、現にそ

ういった関連の、かなり純然たる製造工業でございますが、そういう面にも金が流れていくというやうな実情でございます。確かに農業自体が、そういう法人形態になるといふことは別に、またそういう企業を農業関連産業として農業自体ないしは農民のために育成しなければならぬといふやうな面が出てくる、ことにそ

ういった傾向がだんだん広がつてくるのが事実だと思ひます。そこでそういう面につきまして、ある程度思想をはつきりしなければならぬのじゃないかといふような点は、私ももちろ

うに考へております。しかしながらこれをはつきりと、この業種はどちらに関連が強いのだ、だからどうい

う性質のところから金が出なければならぬといふ工合に割り切ることは、實際問題としてなかなかむずかしい面がございまして、政府といたしましては、なるべくそういう業種の事業の性質、それからそれが実態的に果してどういふ関連事業ないし下部の事業から成り立つておつて、どういふ効果があるかといふやうな面もよく考へた上で、業種といふものをそれではどうい

う性質のものとしてどういふ金の流し方をするのが適當かといふことを考へなければならぬと思つております。

今の業種をどういふふうに分けて、どういふふうに指示するといふやうな点につきましては、もちろん一般の金融機関につきましては、今融資準則といふやうなものでも業種がきまつておるとか、あるいは政府金融機関につきましては、法令ないしは業務方法書といふやうなものでも業種がきまつておるといふ点がございまして、その業種という範疇だけでは必ずしもその実態面を十分に整備することは困難な面もございまして、そういう御指摘の点につきましては、私もよく研究させて、十分それぞれの実態に依つた円滑な金融が行われるやうに心がけていきたいと思ひます。

○松平委員 どうもちつと今の御答弁、最後の点がはつきりしなかつたのですが、今の状態はいわゆる経営をしておる人の政治力のようなものによりまして、ある場合には商工関係の人であつても農林中金の金を使つておる、商工中金の金を使つておる、両方の金を使つておる。ところがそういう人がいない場合には両方から締め出

しを食つておる、こ

しを食つておる、こ

す。たとえば前に参議院議員をやつておる滝井君のタキイ種苗といふのがありますけれども、あれは京都にある金園で一番大きい種苗商だ。これは商売なんだ。商売をやつていなが

ら、農林中金の金を相当借りてますよ。長岡とか、あちらこちらで農場を経営しておる。それは農林中金の金で相当やつております。ところが小さいものは農林中金はむろん相手にしなれば、また同時にそれは商工中金なんかに持つていつてもこれはどうも農業関係だからといつて断られるというのが実情なんです。ですからこれは何か一つそのところを、そういう借り手の方の政治力によつて盲点をつかれ

るというやうなことではなくて、だれでもどつちかの金融機関が利用できるやうな工合に、そのボーダー・ラインのところはうまくやつてもらうといふことを、ぜひやつていただきたいと思ふのですが、私が先ほど質問したのは、そういうことをやる機関は大蔵省だと思ふのですけれども、大蔵省のどこで、銀行局の何課でやるのですか、あなたの方の課ですか。

○磯江説明員 農林漁業中央金庫と商工組合中央金庫との関係に属する問題でしたら、これは銀行局の特別金融課の所管でございます。

○松平委員 それではあなたのところ

でそれをやつてもらへば大休いけると思ふのです。農林と商工とは両方があるの、その所管だから、そこである程度のものを、もう少し親切にやつてもらへば、ほかの銀行もそれに準じてやるのではなからうか、こ

ういうふう

に思ひ

ますので、ぜひ一つそれはやっていただきたい、かように思います。

もう一つ伺いたいのは、昨年の中小企業全体の金融が、日銀の調査で幾らあったという中で、商工中金の占めておる率は、一昨年に比べて幾らか減ってやしませんか。

○北野参事 統計数字を見ますと、全体の中小企業向けの金融融資額のうちに商工中金が占めておる割合が、大体その三割、これはほとんど上り下りがない。それで昨年の十一月ですと、三・一％になっております。今、十二月の数字がございせんが、若干ふえても減つてはおりないと思うのでございせんがね。

○松平委員 大体三％ですか。――今度の政府の出資その他によって、そこはそれではパーセンテージは幾らかふえるというお見込みですか、三・二％くらい、あるいは一％増か。そういうようなことは別に考えておらなかつたわけですか。

○北野参事 それは別に考えておりませんので、これは三十四年度の見通しということになりますと、全体的にも非常に問題で、私どもの方としては大体三十四年度は貸し出し純増百五十億。それでいきますと、貸し出し累計額におきまして、三十四年度は三十三年度に比較して約一〇％ふえる、こういう見通しで来ております。

○松平委員 それから最後に、商工中金等のあれについてお伺いしたいのは、商工中金というのは、これは中小企業金融公庫と同じですが、大蔵省の所管であり、通産省の所管であるの、この両方の所管であるという理由で、これは一体どこにありま

すか。これは政府から答弁を願います。

○岩武政府委員 これは設立のいきさつもございせんが、商工中金というのは、御承知のように、純然たる政府機関でございせん。それで設立の当時から、金融関係の所管庁であり、大蔵省と、中小企業の主たる所管庁であります当時の商工省等の共管といひます。両方が広い監督権を持っているという組織でございせん。現在もそれを引き続いてやっております。現在もそれを引き続いてやっております。現在もそれを引き続いてやっております。

○松平委員 関係がきつめて深いという今の御答弁であつたわけでありまして、この設立のときに、商工中金は、当時の商工省で発議をして、発案をして、こういうものを作ろうじやないか、こういうふうになつたいきさつがありましかつたわけですか。それから中小企業金融公庫も、当時の通産省、つまり商工省から発議をして、案を練つて、大蔵省の方へ話しかけて、それでできたから共管だ、そういういきさつはございせんか。

○岩武政府委員 商工中金のことは、ちよつとこれはだいい前のことでございせんのでつまずかずにいたしません。大体主たるイニシアチブは当時の商工省がとつたものでございせん。それから金融公庫の方は、これは当時の問題として、むしろ特別会計でこういう中小企業の政府金融機関がでないものかということ、い

ろいろ両省の間に折衝されたのでございせんが、特別会計で金を貸すということも、いささか実情に即しないといふふうな大蔵省方面の意向もありまして、それで両事務当局が、それならば特別の金融機関、政府関係機関を作つてやろうということ、意見が一致したやうな事情でございせん。こういう中小企業の金融の問題でございせん。それから、多くの場合はイニシアチブは商工省ないし通産省がとつておる、これは御指摘の通りであります。その後のいろいろ、ことに政府機関になりまして、これは全部政府がかりでございせん。これは全部政府がかりでございせん。これは全部政府がかりでございせん。

○松平委員 どうも私は、事の性質上、これは中小企業の金融であるから、両省の所管であるべきは当然である、もちろん思ひますけれども、その発生の過程によつて、あるものは共管であつたり、あるものは共管でない、こういう二本の制度がおかしいと思つたのです。たとえば国民金融公庫は大蔵省が所管である。通産省は全然発言権がない。片方の二つは両省の所管になつておる、こういうことであります。その理由とするところは両方とも共通なんだけれども、一方においては共管であり片一方は専管だということ、は、どうも発生の過程が、通産省からイニシアチブをとつたのは共管になるけれども、あなたの方でイニシアチブをとらなかつたものは共管にはならなかつたといふふうにしかこれは思へないわけなんだ。そこでこれはこの委員会でも決議をして、国民金融公庫は両省の共管にしたらどうかという決議をしたけれども、これは委員長の計らい

で向うの委員長に諮ることになつておる。それで委員長に質問したいのだけれども、その後委員長はこの問題について、何らか大蔵委員会との間に話し合いをしたかどうか。もう一つは、政府はこれに対して何らかの話し合いをしたかどうか、そのことをお伺いしたい。

○長谷川委員長 お答え申し上げます。私、まだ委員長になつてから承わつておりません。従つて初耳でございすので、そういうような御要望があるとするならば、ごもつともなお説だと思ひますので、一応交渉してみること、やぶさかではございせん。

○松平委員 それは初耳だというのはおかしいので、当時委員長は小平君が委員長の時になつたかと思ひます。長谷川委員長も当時理事だつた。そこで、ここで決議をして、それで委員長から委員長に引き継ぎがなかつたというところは、これはおかしい。至急調べて、一つ積極的な行動をとつてもらいたい。

○長谷川委員長 承知いたしました。○岩武政府委員 国民金融公庫は御承知のように、戦前です。戦中にありました恩給金庫と、それから庶民金融公庫でございせんが、この二つが戦後に合併されてきたものであります。それで実は御指摘のように、当時の商工省あるいは軍需省といひますか、それがイニシアチブをとらなかつた問題であることは事実でございせん。ところが現実には御承知のように、最近の情勢では、普通貸付においては、やはりこれは零細企業金融あるいは生業金融あるいは小規模事業者の金融という面が非常に強いわけでありす。従つて

われわれの方も、実はこれは別段、法律上の問題は所管であるとかないとかいう理屈はありまして、実際はわれわれの中小企業金融公庫と同じやうに、自分の子供と思つてかわいがつてゐる次第であります。ただ、いろいろ特別貸付とかあるいは恩給担保の貸付等もございせんが、あつては中小企業金融の筋から若干はありますので、その辺まではなかなかめんどろが見えませんが、われわれとしましては、自分の子供が一人おると思つて大いにかわいがつてゐる次第であります。

○松平委員 次に、中小企業信用保険公庫法のことをお伺いしたいのです。一つこの商工中金との関連があることがありますので、登録税のことをお伺いしたいのです。これはだいい前の国会でございまして、保証協会関係の登録税は、国民金融公庫並びに中小企業金融公庫とともに、免除した方がよいのではないかと議論が、こですいぶん出たわけでありす。中小企業の方の、ことに保証協会なんというものは一番零細な企業であるから、これは当然そういう意味からは免除をされるべき性質のものではなかつたかと思ひます。また商工中金も今申しました政府関係の三機関ということになつておるので、商工中金の方の場合の借り入れのときの担保等の関係がいろいろあるわけですが、その場合の登録税も同時にこれは減免をしていくべきではなかつたか、こういうふうに中小企業の立場からは考へるわけでありす。大蔵省は一向にそれをしてないのです。そこでその点についてお伺いしたいのですが、前に研究をするという答

弁があつたわけでありまして。すでに三年くらいたつておるわけでありまして、どういふ研究をして現在どういふ方法をとらんとおるのか、お答えを願ひたい。

○岩武政府委員 政府機関の關係の方は登録税は免れられてゐるのじやないかと思ひますが、商工中金の方が実は困つておるのです。それからもう一つは、保証協會ですけれども、この辺のところを実は登録税が免れにならぬものかと思つていろいろ折衝してありますが、税務当局の方は、やはりこれが響きますところいろいろあるようでありまして。ひとり商工中金だけというわけに参らぬということで、話が打開されないといふこととございまして。

○松平委員 これは大蔵省の方にその答弁を要求したいのですが、今おられないようなので次に移ります。

中小企業信用保険公庫の今度の十億円に關連しまして、発足してからまだ半年くらいでありますからその實際といふものがよくわかりませんが、一応ここへ来ておる方に発足以来どういふふうに進んでおるのかといふことを、ごくかいつまんで、ここで御説明を願ひたい。

○山本説明員 かいつまんで信用保険公庫発足以来の業務の御説明を申し上げます。

まず私どもの方のやつております仕事は、保険の仕事と信用保証協會の仕事と二つございまして。保険の仕事の方の關係をかいつまんで申し上げますと、保険契約の締結高でございますが、これは第一番に融資保険の方、これは金融機関四百に対して九十四億という契約を行なつております。それから

保証保險の方は四十九協會に對しまして百五十億の契約を取つております。それから包括第一種保險の方は、五十の協會に對しまして五百七億四千萬円、これだけの契約になつております。それから包括第二種保險の方は、これは数が少うございまして、契約を結ばした協會は三つでありまして、金額は二十五億五千万円、總計しまして七百七十六億九千万円の契約を結んでおります。

次に保險につけた、付保の状況でございますが、これは特別會計當時の保險契約によりまして、金額として六十二億九千万円にございまして。それから公庫になりまして、これは七月一日以後でございまして、公庫になりましてからの保險契約によるものが九万四千件、金額にして二十六億七千万円になりまして、合計しまして十一万三千件、八十九億六千万円、こういうことになつております。

それから公庫が十二月までに支払つた保險金でございますが、保險件数が千九百二十三件で、金額にして四億二千三百万円になります。それから回収した金額が七千八百九十九件で、一億一千五百万円、こうなつております。

それから次は融資の業務でございますが、公庫が信用保証協會へ貸し付けました金額は、これは長期と短期とありまして、長期の金額が二十億、短期の金額が一億五千万円にございまして。長期の金額はこれは信用保証協會が保証能力を増加するための原資となるものでありまして、短期の方は信用保証協會が代位弁済するための場合の金繰

りの必要上、代位弁済が早くできるやうにというわけで短期資金から借ります。それから特別會計當時の貸付の残高が、長期貸付の残高八億五千万円残つておりました、総貸付高は三十億円になつております。大体そのような状況であります。

○松平委員 大体今リストをいただいたわけでありまして、特別會計の仕事といふものは、全部この保險公庫の方へ入つてしまつたということに了解をしておるわけでありまして、政府は幾分まだ中小企業庁の中に信用保險公庫でやるべき業務を一部やらしておられるといふようなことはございせんか。

○岩武政府委員 全部移してあります。実は私の方はもう一月末にこの成規の公庫の資本金となるべき額を確定いたしました引き継ぎまして、公庫でやるべき仕事は少しもしておりません。またさういふ余裕もございせんので、全部旧特別會計の仕事は公庫に移つております。

○松平委員 しかし承るところによりますと、かなりこまかいことを政府は保險公庫に對して指示をしたり何かするといふことを聞いておるわけでありまして。私はこういう公庫ができてしまつたら、もう全部まかしておやりになつた方がいかと思ひけれども、さういふやうなことはございせんか。

○岩武政府委員 これは政府機關でございまして、政府の監督下にあるわけでございます。また国会に對しての責任もございまして、全部公庫まかせというわけに参りません。いろいろな業務の一般方針あるいは先ほど來のお話がありますやうな貸付の基準等に

つきまして、やはりこれはわれわれとしましては公庫の業務を監督するのを本来の仕事としております。ただ具体的な付保の問題であるとか、あるいは債權回収の問題とか、あるいはこの保証協會に幾ら金を貸すとかいふようなことは、これは一定の基準のもとに公庫がやられるのが建前でございます。それから、さういふこまかいことはあげて公庫にまかしておるわけでございます。

○松平委員 中小企業庁がさういふ態度でやりなつてゐることは非常にいいと思ひますが、さういふ建前からいへば保險理論といふものをお立てになつて、さうして確率とかいろいろの保險上の理論に拘泥をされて、その保險理論をもつて指導、監督をする、こういうやうなことが少しあるのではなからうか。それは行政でありまして、さういふ理論をもつて行政指導をする、これは當然であるけれども、しかしこの保險公庫といふものは社会政策的な意味でできた保險公庫でありまして、これを一般の保險行政を取り扱つておる大蔵省の感覚に基いて確率を重視するといふやうな理論を立て、その理論に基いてこの行政を指導することがあるならば、これは間違ひではなからうか、さういふふうにお思ひますが、その点についての企業庁のやり方はどういふふうにお考えになつて、さういふやり方をやつておられるか伺ひたい。

○岩武政府委員 お尋ねの点、はつきりいたしかねる点もございまして、これは信用保險といふ一つの保險制度でございます。やはり保險となりまして

一つの事業でございまして。収支といふ問題も考えざるを得ないのではないかとと思つております。さういたしますれば、やはりある程度の事故率その他御指摘のありましたやうな確率といふやうなことも、これは保險事業につきものでございまして。ただこれは政府機關でございまして、ことに信用保險のやうなものは、これは普通の生命保險とか火災保險と違ひまして、やはり経済情勢にも幾分左右されますから、頭から一定の確率論といふことが、理屈をもつて公庫に臨んでおるといふことではございせん。あくまで信用保險事業といふ一つの保險事業がうまくいくやうにといふことは考えております。

○松平委員 事業であることには間違ひないのではありませんが、収支といふことを考えるのだといふお話があつたのであります。やはり法の精神といふものは、事業ではありますけれども、一種の社会政策的な事業である、さういふことになつておりますから、この点は大蔵省の保險行政をやるがとき、独立採算制でやつていつて確率を十分に氣をつけるといふやうな指導の仕方は、何としても間違つてゐるのではなからうか、さういふふうにお思ひますが、その点もう一度御答弁を願ひたい。

○岩武政府委員 ごもつともな御意見だと思つております。実情を申し上げますと、実は特別會計より引き上げて公庫に含めまして、特別會計當時締結いたしました各種の保險契約の、いわばしりぬぐいといふ言葉は悪いですが、その契約に基く各種の問題を現在公庫は処理しておる段階でございまして。もちろん新しい保險契約その他もやつてお

りますけれども、おまな仕事はやはり前の特別会計から引き継いだ仕事をやっています。従っていわゆる保険的な意味の確率とか、あるいは事故率とかいうことを、まだ論ずるほどの時間的な経過もございませんし、従ってそういうことに基いて公庫の採算といひますか、あるいは収支といひますか、そういうことが公庫の理想的な姿だといふことを論ずる段階でございませんで、むしろもう少し保険事業というもののあり方を論ずるのには、まだまだ時間が足りないと思っております。従って現在のところは、先般の国会で通過いたしました信用保険法の改正に基きまして保険料率なり、それから填補率なりということをやっておる次第でございませう。実はそれがまだほんとうに事業としての基礎になるかどうかという点も、現状では判定しがたいという現状でございませうから、決して収支第一主義あるいは画一的な経営観念で公庫を指導しているわけではないのであります。

○松平委員 今緊急代議士会が始まりましたから、私はあと一問で終わって行かなければならぬのであります。ただ二、三残っているわけでありませう。それは後刻に譲るといたしまして、一言お伺いしたいのは、ちやうど税制第一課長がお見えになっておりますから、先ほどの件の商工中金並びに信用保証協会関係の登録税の減免の問題であります。これは前に研究するというお話であったが、その後どういふようないきさつになっているかということ、もう一つは保証協会の出捐金の問題であります。この出捐金を損金に落し

てもらいたいというのが各銀行等の希望なのです。地方公共団体の財政状態がよくないので、やはり保証協会の基金を若干増額するという場合には、銀行等の出捐を求めなければならぬ実情なのですが、銀行等の意向は、損金に落してくれたいというならこれは出捐するのだ、という考えを持っています。ところが今まで保証協会がぶつたものはございませうし、またこれを解散して、そのときに出捐金をとるのだという気持もない。もう出し放しという金なんです。ですから出捐という名前であるけれども、寄付したと同一ような格好になっているといひますか、そういう実情なので、これを損金に落すということによって、保証協会の基金の増額ということが見込まれるのではないかと、この点でございませう。これはもう年々からのわれわれの希望なんです。その二点についてお答えをお願いしたいと思います。

○塩崎説明員 まず第一点の登録税の問題でございませう。前国会でございませうが御質問を受けまして、私も登録税全般につきましては古くから非常に問題がございまして、研究しなければならぬ、こういうことを申し上げました。しかし登録税は御承知の通り非常に範囲の広い問題でございまして、研究には相当時間をかけていたのですが、なかなか根本的なバランスの問題からいって、今のところは問題でございまして、今のところはまだ先生のおっしゃったようなところまでは行っておらないのが現状でございませう。今年度の改正の中心は、何と申しまして所得税あるいは租税特別

措置法の改正あるいはまた間接税といふような点に重点を置かれたもので、今回におきましては登録税の改正までは手がつかなかったわけでありませう。前回以来私もほとんど研究を続けています。第二点の信用保証協会に対する出捐金の問題、この問題も私もほとんどき質問を受け答弁もいたしておりました。なお保証協会のほかに、その他の政府出資の団体の出資につきまして、同様な希望が往々にしてあるわけでございます。ただその場合に、中には評価減といふような制度すなわち配当制限あるいは残余財産の請求権がないといふような法律上明白な基準をつかまえて、ある程度の評価減を認める制度はございませうけれども、どの程度にいたしますか、非常にむずかしい問題でございませう。今のところ信用保証協会についてだけその出捐金を出資した法人の損金に算入するといふわけには簡単にはいかないのではないかと、こんなふうに私も見ております。

○松平委員 ここで質問を留保しまして終りたいと思ひます。
○長谷川委員長 小平久雄君。
○小平久委員 私は主としてプラント関係をお聞きしたいと思います。その前に今論議されております保証協会ないしは中金等に関して一点だけでございますが、それぞれの御関係の方々の考えをこの機会に承わっておきたいと思ひます。と申しますのは、各地の事情等によつてそれぞれ違ふところがあるが、ややもすれば中金なりあるいは保証協会なんというものが、政治的に利用されるような傾向が従来地方に

よつてはあったと思ひます。保証協会は言うまでもなく自然発生的な経過でたどつたわけですが、今では法律もできたし、公庫の方から政府資金も流れていって、公庫の資金も流れ、それから中金の方もより純然たる政府機関でございませうが、政府も相当出資しておる、こういうふうなことでいふと金が金につながる、要するに庶民が一番待望している問題であります。従つていふまでもそこに職を奉ずる諸君は、もちろん公務員ではないでしようが、いわば公共企業体の職員に準ずるような立場にあるんじゃないかと思ひます。法律で地位がどういふふうに規定されているか、私も実はよく知りませんが、そういう立場にある者が、従来も繰り返します通り、地方によりけりでありまして、ややもすると、選挙などに非常に熱を上げて、一方においては保証してやるとか、やつたとか、金を借りてやつたとか、借りてやるとか、そういうことでも、どうも選挙などの際の渦の中に巻き込まれた事例を私も知っています。他の地方にもそういうことがあつたように聞いておるのです。そういう点に

関して、政府当局並びに中金なりあるいは公庫なりの理事者の方々は、一体どういふ考えをお持ちなのか、また部下に対してどういふ処置を従来とてきておるのか、この点一つこの機会に承わっておきたいと思ひます。
○岩武政府委員 御指摘がありました商工中金あるいは信用保証協会等は、これは政府の監督下にある民間機関でございませうから、政治活動については別段にその制限は法制的にはないと思ひますけれども、やはり融資とか保証

とかいう経済的な関係によつて政治活動することは、これはまずいこととあります。ことに政府の監督下にあるものでありますから、これは厳に避けなければならぬと思ひます。私も間々そういうふうな耳にすることがございませうが、中金に對しましては、これは直接の監督でございませう。で、そういうことのないようにと、き注意しております。保証協会の方は、何せ直接の監督が都道府県知事になつております。中央から一般的に監督はできることになつておりますが、具体的な問題についての監督はなかなかむずかしいと思ひます。そういう傾向が、今度の地方選挙等に関連してございませう。嚴重な注意をしていきたいと思ひます。

○北野参考人 ただいま商工中金の問題も中小企業庁長官からお話でございませうが、御指摘のように、政府の監督を受けております政府機関でございませう。また金融機関でもございませう。特にその点につきましては、あやまちのないように、末端までも徹底するように善処したいと思ひます。
○山本説明員 ただいまお話のございました点についてお答えいたします。私は、就任の際に、多くの人が官庁からかつてきたのであります。公庫といふものは官庁とは違ひ、しかし一般の民間会社とも違ひまして、政府機関でありますから、厳正に公正に仕事をするように訓示いたしました。それから折に触れてそういうことはしよつちう言つておるわけでありまして、私としては、厳正公正にす

るよう下僚を監督していきたいと思つておられますので、御了承願います。

○小平(久)委員 お三人の御答弁、考え方といたしましては、あれわれもその通りで考えておるわけですが、実情から見れば、必ずしも監督の立場にある皆さんの言明の通りには行っていないと私は思う。そういう点、私は厳正中立というか、政治的な偏向をしないように、これはあえて与党といわず、野党といわず、その点は十分部下に徹底するように、今後とも善処を願いたいと思います。

それからそれと関連して、特に保証協会の監督という問題、これは、今も長官からお話がありました通り、直接は地方長官にあるんでしようが、保証協会の運営の状況を見ておきますと、必ずしも妥当に行っていない。一部の

ろ單に顔というか、地位というか、そういう關係で適當な運営をされているんじゃないかと思われるような面もある。従つて、保証協會の運営を監督するといふ点から、企業庁なり、あるいは保険公庫なりは各地の保証協會に對してどういふ監督をしておるのか。あるいは地方長官が監督するのだからということで、ただ投げやりにしてあるのか、それとももう少し具体的に業務の内容に立ち入つて、それぞれの立場から企業庁なり、公庫なりが今後監督していくのかどうか、あるいは問題は起きた場合に、その批判というか、調査というか、そういうものも、これは刑事事件にでもなれば別かもしれませんが、一體これはどこでどう論議するのが正当な道なのか。これらも一つこの際見解を承わつておきたいと思ひます。

○岩武政府委員 保証協会に対しまする業務上あるいは人事上あるいは会計上の監督は、都道府県知事になってお

われわれも都道府県知事の不適当な監督行為に對しましては、中央から都道府県知事を監督できるもの、こういうふうに考えております。公庫の方は、これは政府機関でありまして、別段行政府を委任されているわけではございませんで、これは保証協会に對しまする融資あるいは保険契約の締結という關係を通じましたいわゆる一種の公權力を背景としておりますけれども、私法上の經濟の当事者の立場であります。その範囲内で保証協会に對してある種の要望を付し、契約を締結するという立場でございます。だからその契約の履行状況あるいは融資の管理者という立場からの一定の要望なりが出ておりますが、これは保証協会を監督するという任務ではございません、その監督の責任は、あげて通産、大蔵兩大臣、並びに都道府県知事にある、こういうふうに御了解願いたいと思ひます。

する必要があるので、先にも言った通り、業務の内容が秘密だといつて一般に公表されなければ、外部から批判するといつても、うわさの程度で批判する以外に何ともしようがない。それはわれわれが正式に資料でも要求すれば出てくるのかも知れませんが、その点もどうですか。われわれが、国の議員の立場において、どこそこの県の貸し出しの内容なら内容について、資料をかりに要求したならば、当局は出しますか。

○若武政府委員　最後の具体的な御質問にお答えいたしたいと思いますが、これは金融機関の貸し出し内容を出せ、ことに政府関係機関、たとえば開発銀行の貸し出し先別の残高を出せというような意味の資料要求の問題でございますが、その点は事柄により異なりますが、いろいろ前例に従ってやっていきたいと思ひます。それから監督を遠慮しておるじゃないかというお話でござい

監査をする必要がございますし、まず第一に資産内容等につきまして、各保証協会いろいろなまちまちなこともございますから、その辺をすっきり統一的なものにして監査できるようにしたいと思っております。出先の方の各地の通産局、あるいは大蔵省の財務局あるいは財務部といったものと力を合せて、もう少し内容に對しまする監査、それから業務のやり方に對します一般的な監督といったことには力を入れたいと考えております。

○小平(久)委員　それらの点は善処を要望して、これでとめておきたいと思っております。

次にプラント類輸出促進臨時措置法案について二、三伺いたいのですが、この制度は一口にいえば、プラント類の輸出者の、言葉が適當かどうか知らぬが相互保険というか、そういうものを国が世話をしてやるといったような考え方に立つた制度でありますか、そ

1

保証してやるといったような面が相当あるんじゃないか。しかもそれらが、岡々問題を起す。この点は、私は詳しくは申しませんが、たとえば私は栃木県ですが、栃木県などでも具体的に問題になって、そして県議会なども特別委員会を設けて調査してある。ところが、それが業務の秘密だからということで、一向保証協会の理事者も実情をあまりよく説明をしないらしい。そういう問題がかりにあった場合、私は今栃木県に起った問題をかれこれ言おうと思いませんが、それから考えて、一体保証協会の運営というものに対する県の監督などというものは、私は万全には行われていないと思う。また一部には、さっきも言いましたが、むしろ

ります。これは国の行方監督事務を都道府県知事に委任してある、一任してある、こういうふうに解釈いたしておるわけであります。それは都道府県知事という職といえますか、地位に対して委任してあるわけでありまして、都道府県という地方団体に委任しているわけではないのであります。従つて、保証協会の各種の業務その他に關しまする批判その他につきましては、もちろん中央の通産、大蔵両大臣並びに地方の各都道府県知事がその責任を負うべきものである、こういうふうに考えております。従つて、それに対しまする正規の御批判が中央の国会なり、あるいは都道府県の議会において行われることは当然だと思つております。また

○小平(久)委員 最終の権限は御説明の通り、通産、大蔵両大臣にあるのでしようが、従来要するにその監督権といふものは知事の職のものにまかしておいて、どうもみずからもう少し積極的に監督するという面が非常に欠けていたんじゃないか、それは保証協会が自然発生的にできたといういきさつもありましようが、とにかく今度は法律もできたんだし、そういう金も保証協会にどんどんつき込んで行き、だんだん多くなる、それをわれわれは期待しておるのですが、そうなればなるほど、単に発生の経過などから遠慮していず、もう少し、少くも企業庁の長官あるいは担当の部長くらいは、それぞれの保証協会についても少し監督

いますか、これはそれほど慮慮しておるわけではございません。ただこういう問題があるということだけは御承知願いたいと思います。先ほど来自然発生的なと申し上げましたが、その通りでございます。実は保証協会の現実の財産になります補償基金の出し分は国が出しておりますのが現在まで三十億円でございますが、地方団体の方は九十億円前後になっております。どうも国の方の発言権がその関係だけではなく、なかなかわれわれの方の監督権が十分に徹底しないらうみがござります。しかしそういうことでは困りますので、ここにいろいろ御指摘のようにな、業務内容等につきましては、なお

こをちょっとわかりやすく説明しても
らいたい。

○小出政府委員　今回御提案申し上げ
ましたプラント類輸出促進臨時措置法
案のねらいは、今御指摘のプラント輸出
を促進するための現在非常な障害とな
なっておりますものとしたしまして、
補償契約をいたします際の保証リスク、
これを従来輸出をしますもの自体ある
いはメーカー自身が、自分の企業の負担
においてこのリスクを背負わなければな
らぬということがプラント輸出を促進
するための一つの障害になっておりま
す。従いましてこれを國が何らかの形
におきましてその背後において補償し
てやる、こういう建前でございます
が、実際の運用はたいたまお話がござい

ましたように、それぞれの補償契約をいたしますものから一定の補償料をとります。この補償料によりまして大抵支拂うように国庫において運営をしていくという意味におきましては、性格的には相互保険的な性格を持つております。しかし厳密な意味におきましては保険とはやや性格が違ひ、こゝういふものであります。

○小平(久)委員 今の説明からして、あるいは法案の第七條から見てある補償料の算定の仕方などから見ても、国は別段負担を實質的にはしない。補償料をとつてそれでまかなつていく、こゝういつた仕組みになつておるやうにこの法案だけを見ると思ふのですが、補償料でも足りない場合は一体どういふことになるのです。国は国家予算を出して積極的に補償することになるのですか、何条かにうたつてあるかも知れませんが、ちよつと一覽したただけから見当が……。

○小出政府委員 これも制度の運営のやり方といたしましては、ただいま御指摘になりましたやうな相互保険的な運営をいたしますもので、従いまして大体これは補償料率のきめ方の問題にも関連するわけでございますが、これは具体的に政令において補償料率は定めさせていただきますが、実際の運営といたしましては、大体発足の当時におきましてはやや安全度を高く見て補償料率も最初はやや安全度を見た補償料率を制定いたしましたして運営をするわけでございしますが、実際に事故が発生いたしましたし、違約金を支払わなければならぬという事態になりますのは、御承知のやうにプラント輸出をいたしましてから、それが工場の運転等に入りまして、実

際の補償状況と違つた結果が出てきてからでございますので、正常の場合におきましては少くとも二年くらいは要する。従いまして初年度からはまず補償契約を締結いたしましたものから補償料が入つて参ります。それによりまして実際に支払いの事故が起りますのは二年ないし三年先になる、こゝういふ関係でございますので、大体それによつてまかなうことができる、こゝういふふに考えております。しかしこれはまだ今後経験を積まなければわからない、未知の問題が起るわけでございますので、初年度以降における実施の結果によりまして、さらに補償料率の改訂なり、あるいは政府の予算措置なりといふものも考える場合もあろうかと思ひますけれども、實際問題としては大抵相互保険的な運営でやつていく、こゝういふふに考えております。

○小平(久)委員 そうすると相互保険的な考え方という、国が積極的に輸出振興のために助成をするのだといふことにはならぬといふやうに、私は思ふのだが、なぜそこまで……どうせこの促進法といつたやうな法律まで作つてやるのならば、国が予算を出してちゃんと補助といふか補助といふか、そういうものをやるところまで行くならば、これはいかにもあれだが、そつでないならば、あえて法律まで作つてこゝういふことをやらぬでも、民間で勝手にやらしたり、あるいは行政措置によつてやつたならば、それで事足りるのではないかと、こゝういふ考え方は、その辺はどういふ考え方なんですか。

○小出政府委員 ただいまお尋ねの点は、実際にプラント輸出契約をいたします際に、従来はとくく補償契約の条項が、相手方が主として後進国であり、また日本の機械輸出、プラント輸出といふものの経験がまだ浅いために、日本の機械メーカーなりあるいはコンサルティング会社に対する相手の信用力がまだ少いといふやうなことから、とくく他の先進国に比べまして不利な保証条項を押しつけられる場合が多かつたのでございします。従いましてどうしても契約をいたします場合には、それらの点を全部企業自身に負担しなければならぬといふことになりまして、とくく契約をちよつとあつちやにさせる、あるいは引き合ひがありましてその契約に應じられないといふやうな場合が、非常に多かつたのであります。従いまして今回の措置は、これらの企業リスクといふものを相当程度国が背後において負担し得る制度を確立することによりまして、もちろん補償料は取りますけれども、この補償料は大体最高限度の場合におきまして、輸出契約全体の一・四％程度の計算にならうかと思ひます。従いましてこゝわづかの補償料を納めることによりまして、安心して補償契約を締結することによりまして、プラント輸出が促進される、こゝういふ意味においては非常に効果があるのではないかと、かやうに考えておる次第であります。

○小平(久)委員 その点はわかるのですが、わかるのですが、僕が聞いているポイントは、国が支出をしないといふわけではないかといふ見直しなんです。ね。要するに補償料を取るだけで、それが二年、三年たつてから違約金といふかそれを払うのだからいいんじゃないか、こゝういふお話だが、それならば行政的な指導によつて純然たる民間の組織でもできるんじゃないか。国がバックにある、補償料をとつて補償してやるというこゝうになつていくが、しかしどうも国の方が積極的に予算を出さぬで、いわば俗な言葉で言へば、人のふんどしで相撲をとるといふことをやろうといふわけですか。だからこの程度のことならば、民間の団体もそのぐらゐの事情は知つてゐるだろうから、民間だけでいわば任意的にやつてもできるのではないかと。こゝまで民間の自覚がいつていないといふことですか。

○小出政府委員 先ほどの最初の御質問に對します私の説明が多少足りなかつたと思ふのでありますが、初年度あるいは第二年度等においては、主として補償料収入だけが入りまして、實際に違約金を支払い、さらに政府がこれに對して補償金を支払わなければならぬといふ事例が實際起きてこないだろう、従いましてさしあたり御承知のやうに昭和三十四年度の予算におきましては、とりあえず百万円だけの補償金を予算に計上しておりますが、それは實際にはほとんど支払わなくて済むだろう、一種の見せ金と申しましては非常に言葉が足りないかと思ひますけれども、こゝういふやうな程度の予算を組んでおります。しかしながらこれが数年たちまして、相當に補償契約を結んだ事例が出て参りました、實際に相當の違約金を支払わなければならぬ、その企業が全部しやい切れないといふ場合におきましては、その経験に應じてまして国は補償金の相當の予算を計上

いたしまして、これに支出していくわけでございます。従いまして補償料収入で大体全部をまかなうというわけはございしませんで、補償金の予算の措置といふものはやはり背後にありまして、それによつてまかなうわけでございます。従つて性格的には相互保険的なものでございしますけれども、国が補償金という予算措置をすることによりまして、この制度は初めて國の助成という形において動いていくのではないかと、かやうに考えております。

○小平(久)委員 まあ今の説明の通りでなければ、私は、せつかくこゝういつた法律を出すのに意義がきつて薄いつた感じがするのですが、どうもさういふことも見当らぬのじゃないかといふ感じがするのです。たとえば第七條を見ても補償料のきめ方がうたつておりますが、「保証損失の発生の見込、補償契約に關する國の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を」云々、こゝういふことになつておるのです。こゝに國の事務費までも補償料率に入れたり、これを取らうといふことがはつきりうたつてあるのじゃないか。さういふ点からいへば、今局長の説明のやうに將來は國も相當の支出をして助成するのだといふやうな精神はどこにも出ていない。むしろこれは國の事務費までも補償料に入れておるといふことをはつきりうたつておるのじゃないか。さういふことはこの法案のどこに現われておるのですか。

○小出政府委員 國がこのプラント輸出促進のための補償措置としてやります事務は、先ほど申し上げましたやうに補償契約を締結いたしました

ものに對しましては、一定の條件が整います場合には國が補償金を支払います。たゞ其の制度の骨子そのものが、實はこの補償制度の根本でございまして、たゞ具体的に今御指摘になりました第七條の補償料の算定の方法につきましては、これは實は考え方といつたしましては、もしこれが本來の保險的なものでありますれば収支相償うという精神で、むしろこれは七條の中に掲げて、そういうような趣旨によつて算定

きるのじゃないか。少くとも通産省はそのくらいの力があるのじゃないかという気がする。少くともこの法律を出す以上は、将来国が相当の負担をして補償するのだということだけの考えが政府になければ、私は大した値打ちがない法律になってしまふと思うが、どうですか。将来相当出た場合は国費でこれも補償するのだというぐらゐのことは大臣も覚悟ができておるのですか。

○大島政府委員　これは先生の言われる通りに確かにそういうことが考えられますね。やはり国がこれだけのものを考えるというからには、相当の補償も考えていくということがなければ何か骨抜きのようなことではないかという御質問は、確かにそのように考えられますので、また大臣とも十分一つ協議をいたしまして、御趣旨に沿うようにやりたいと思います。

○小平(久)委員 まあその点はそのくらいにして、かりに国が国費を出さぬまでも、とにかく法律によって国が責任を負うということだけはこれで明白になった。その点は若干取り柄だと思えますけれども、そういうことになってくると、これは外国の例などを簡単に承わりたいと思うのだが、というのは、こういう輸出の問題は外国ではほとんどふに扱っておるのか。今後わが国でやろうとしておるようなことを

やっておるのか。

それともう一つは、リスクが起きた場合において、その原因が果してどこにあるかということとは、なかなか判定がむずかしい問題だろうと思うんです。今まではとにかく輸出業者なり、あるいはメーカーなりがその責任を

負ったんでしょうが、こういう制度がかりに逆用されると、要するに輸出業者あるいはメーカーというもののみずからの責任感がどうも薄らいでくるのじゃないか。今までは自分で責任を負わなければならぬから万全の処置をしたのが、今度はせつかくこういう制度ができたのを幸いとして、どうも責任感が薄らいで、逆にねらいとは相反して、むしろ日本のブランドというものの対して信用を失うような事態が続出しているところと逆の現象になってしまふ。これは杞憂といへば杞憂かもしれないが、そうするともちろん補償料などとはとらぬから、政府もますます金を出さなければならぬ。そういう点で一体個々の輸出業者あるいはメーカー等のみずからの責任感というものをどうして維持し、向上するのか、その点が私にはよほど必要じゃないかと思うのだが、そこらについての考え方を一つ。

○小出政府委員 御指摘の点は確かに問題の点でございます。従いまして今回立案いたしましたこの補償制度の内、容につきましては、御承知のように補償の対象といたしまする保険額に相当いたしまする補償額というものの一〇〇％補償するわけにございませう。しかもそれに対して実際にこの補償金の対象といたしまする補償金額の限度も、結局最高の場合において、輸出契約総額の二〇％以下というふうに押えてあります。従いまして国がもちろん補償いたしますけれども、全額国が補償するわけじゃないわけでありまして、当然にこれは輸出をいたしまする者自身あるいはメーカー自身

の企業リスクというものも相当一方に
おいて負担しなければならぬ、こう
いう点でありまして、両々相対してい
こうというのがねらいでありますの
で、従って全部国におんぶするとい
うような安易な制度に流れないよう
な処置も考えてあるわけであります。

それからもう一つは、かりに相当程度国が補償するといたとしても、もしそういうコンサルティングの欠陥等に基きまして事故が起りました場合におきましては、輸出をいたしまする者自身、あるいはそれらの製品のメーカーなり機械の輸出者といたしましては、海外に対する信用を大きく失うわけでありまして、従つて企業者自身といたしましてもその辺のことにつきまし

ては十分な配慮をいたしました上で、補償契約をするわけであります。また現に補償契約の締結の申し込みがありまして、場合におきましても、まず国がこれを十分に審査いたしまして、申し込み全部に應ずるというわけでもございませんし、選択の方は、契約をするかしないかは政府の側に相当の選択権があるわけでございます。それらの点を勸

おきましては、国内におきましても、あるいは海外におきましても、まずコンサルタントに設計から何から全部まかせまして、でき上ったところで、初めて工場を引き渡すという慣習がすでにできております。従いまして、資本力におきましても信用力におきましても、また技術的な面におきましても、非常に強大なコンサルタントがすでにありまして、これらのものと海外において競争しながら、日本においてまだ非常に弱体のコンサルタントを育成しなければならぬというような現状でありますので、特に日本におきましては、こういうような特別な措置をとらざるを得ない、こういうふうな建前でございます。

○小平(久)委員 私の伺っている後段の点は、国がみずから補償する、こういう制度をとっているかどうか、こういう点です。

○小出政府委員 それは先ほど申し上げましたように、すでに強力なコンサルタントが育成されておりまして、特に国がこういう助成措置をとっておる例はございません。

○小平(久)委員　外国で国が直接とっていないとすると、これは私が先ほど言ったように、どうせやるならば国も負担を覚悟してやらなければ不徹底じゃないかということを言ったのですが、かりに国が負担してやるということになっても、外国から見た場合これに不当な競争というようことになる心配はありませんか。

○小出政府委員 実はその点につきましては、この法律の制度を考えまする場合におきましても、われわれといったしましても相当問題にした点でござい

まするが、この制度の建前がいわゆる輸出補助的なものではなくて、やはり政府が企業者からも一定の補償料を徴収し、企業者自身にも相当の企業リスクを負担させながらやうていくという、まあ先ほどもお話がございました相互保険的な性格もかなり強い制度でございまして、従つてたとえばガットの協定等において指摘されております輸出補助制度というふうなものには該当しないという事は、明白だろうと思ひます。従ひまして、これによつて諸外国から特に日本だけが、国が前面に出て特別な措置をしておるといふような非難を受けることはない、かように考へております。

○小平(久)委員 それでは先ほどの質問に若干戻すわけですが、かりに輸出先から補償を要求された場合に、その事故の原因が、果してメーカーが万全の処置をとつてなおかつやむを得ず起きたリスクなのか、それともメーカーが万全の策をとらないために起きたリスクなのか、そこらのところの判定はなかなかむずかしいと思うのです。これは政府がやるんですから、今までのやり方から考えれば、政府はたいていのお話からしても、おそらく補償料をなるべく払うまいとするんじゃないかと思ひます。そうすればせつかくの制度を作つても役に立たぬということになるし、また逆に業者からいへば、なるべく政府からもらおうとかかるに話がかまつてゐる。そういうことで紛争が起きた場合、いずれに原因があるのか、あるいはかりに十のリスクがあつた場合に、そのうち幾つがメーカーの当然の責任である、幾つがまたやむを得ないリスクであるとか、そういうことは一

体どういふ機構によつて何人が決定するんですか。

○小出政府委員 この制度を運用するに当りましては、この条文の中にもございまして、これは本来政府の業務、政府の制度ということでございするけれども、ただいまも話がございましたように、内容が技術的な問題が非常に多いわけでありまして、輸出契約に伴ひまして補償契約をいたします際に、その補償契約の各条項といふものは相当専門的な条項にならうかと思ひます。従ひまして実際の業務はこれらの専門家を相当程度にかかえまして特定の適当な機関に相当程度委託してやるということになるわけでございます。ただ問題は、保証条項の内容、補償契約をいたします場合の約款の内容、これがまた問題だろうと思ひます。従ひまして、これにつきましてはある程度組合の定款例みたいな、保険約款の一つのタイプといひますが、そういうふうな約款の例がある程度基準に定めまして、できるだけその基準に従つて審査をする、こういうふうな建前をとりたいと思ひます。

それから具体的に違約金を支払わなければならぬという事態が起りました場合に、その違約金を払わなければならぬという原因がどこにあるかというところにつきましては、この法律にもございまして、コンサルティンクの欠陥に基づく保証条項の違約という問題に限定してあります。従ひましてそれがコンサルティンクの欠陥に基いたものであるかどうか、その中に故意なりあるいは重大な過失といふものはなかつたかどうかということにつきましては、もちろん十分に審査をしなけ

ればならぬ、かように考へます。従ひましてそれらにつきましては、実際に業務をいたします機関、これはさしあたり社団法人日本プラント協会を一応考へておきますが、その協会を十分に指導いたしまして、特にこの業務を行いますための事務的な態勢も整へまして、審査を円滑にやうていきたい。具体的には補償契約の約款の内容なり、あるいはベナルティ・クローズのきめ方等によりまして、相当詳細なところまで、条項の中に定められると思ひますので、その約款なり条項の審査ということにおいてまずチェックをいたしまして、あとはその条項に照らしまして、具体的にどういふ原因で事故が起つたかということにつきましても、十分審査をいたしまして、不当にこの制度が曲げられないように十分注意して参りたいと思ひております。

○小平(久)委員 すると実際問題とすると、日本プラント協会の審査にゆだねる、こういうことよろうですが、その審査の結果に、国の方はゆだねるのだからそれに従うのかもしらぬが、業界の方が審査の結果に不満であつたという場合には、どういふことになりましか。一般の民事裁判上の手続を経て争ひ、こういうことになるのですか。

○小出政府委員 第一段階といたしましては、この法律の第十五条でございすか、不服の申し立てができることになつておりました、この不服の申し立てといふのは、これは補償契約の当事者はもちろん入りますし、あるいは当事者でなくとも、およそ直接の利害関係のある者は不服の申し立てができるという制度がございす。これによつ

て、もし不当な内容のものであつたといふような場合におきましては、場合によりましては補償契約の解除といふような手もございすし、また、プラント協会なり、そういう指定機関といふものの運営につきましては、現在社団法人でございすけれども、特別な監督規定も置きまして、その業務の運営につきまして、普通の民法上の監督のほか、さらに特別な監督も加えていきたい、かように考へております。

○小平(久)委員 最後に具体的にこれをちよつと伺つておきたいと思ひますが、六条にうたつてある補償契約締結の限度です。これは国会の承認を経る毎会計年度において締結するといふのですが、これはたとえば年度別に予定があるのだと思ひますが、それをちよつと発表していただきたい。

○小出政府委員 年度別ということになりますと、まだ先の方のことは経験が積んでみないとわかりませんが、とりあへず昭和三十四年度の一般会計予算におきましては、予算総則の第十一条におきまして六十億円ということに一応掲げてございす。つまり国が昭和三十四年度において、この法律によつて、違約金を支払つたことによつて受けた損失を補償する旨の、いわゆる補償契約を締結できる限度が六十億円でございます。これを先ほど申しましたいろいろな補償金額のパーセンテージとか、補償額のパーセンテージといふこととから逆算いたしますと、昭和三十四年度においては、大体四百億円くらいのプラント輸出契約について、この補償契約を締結できるということでありますので、これで十分であらう。しか

しながら三十四年度の経験に基きまして、さらに三十五、三十六年度と、新たな予算総則に掲げたい、かように考へるのであります。

○長谷川委員長 本日は、これにて散会いたします。

次会は明日午前十時より開会いたします。

午後一時五分散会

昭和三十四年二月十二日印刷

昭和三十四年二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局